

甲斐市議会決算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 平成30年9月27日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（19名）

委員長	五味武彦君	副委員長	松井豊君
	伊藤毅君		加藤敬徳君
	谷口和男君		秋山照雄君
	清水和弘君		横山洋介君
	金丸幸司君		滝川美幸君
	金丸寛君		赤澤厚君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	有泉庸一郎君		山本英俊君
	内藤久歳君		藤原正夫君
	保坂芳子君		

欠席委員（1名）

小澤重則君

傍聴議員（1名）

議長 長谷部集君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
福祉部長	本田泰司君	上下水道部長	古屋正彦君
収納課長	相川泰史君	保険課長	三井美樹君
市民活動支援課長	白神忠広君	環境課長	中込広人君

長寿推進課長	飯 沼 秀 司 君	上水道課長	小 林 信 生 君
下水道課長	寺 島 信 君	収納管理係長	金 子 千 恵 君
徴収係長	高 橋 正 樹 君	国民健康保険長	樋 口 一 君
国民健康保険給付係長	新 奥 知 恵 君	高齢者医療・年金係長	広 瀬 美 和 君
市民活動支援係長	小宮山 佳 浩 君	市民生活係長	窪 田 美 世 君
環境保全係長	天 野 真 君	長寿あんしん係長	早 川 要 子 君
介護保険係長	赤 松 圭 君	介護予防推進係長	藤 原 布 美 君
介護認定審査会	塚 田 英 仁 君	上水道総務係長	望 月 新 路 君
施設工務係長	土 屋 史 朗 君	給水係長	斉 藤 一 也 君
下水道総務係長	小 松 利 也 君	下水道施設係長	中 島 茂 樹 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩 下 和 也	書 記	輿 石 文 明
書 記	小 澤 裕 一	書 記	中 込 美 智 子

審査内容

- 1 平成29年度特別会計及び企業会計の歳入歳出決算認定の件

開会 午前 9時28分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を始めさせていただきます。

本日は決算参考資料のナンバー3と4と5と8と指定管理者導入施設の実績についてを使いますので、ご用意願います。

それでは初めに、委員長挨拶、五味委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 改めまして、おはようございます。

5日目になりました。ということは最終日でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、小澤委員は欠席、藤原委員は遅刻の旨の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

本日の会議を開きます。

○委員長（五味武彦君） いよいよ最終日になりますが、各特別会計及び水道事業会計の審査を行います。

限られた時間の審査ですので、委員各位のご協力、よろしくお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で行います。質問の際は、決算参考資料ページと事業名を言っていただいて、簡潔にお願いいたします。

なお、当局側の答弁も簡潔に説明していただきたいと思います。皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

初めに、認定第2号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

まず初めに、歳入について一括で説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） おはようございます。

それでは、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

決算書147ページをお願いいたします。

総括表になりますが、2、歳入額89億9,789万1,528円に対しまして、3、歳出額85億7,304万7,199円となり、4、差引額は4億2,484万4,329円となりました。

それでは、歳入につきましてご説明いたします。

決算書156、157ページをお開きください。

国民健康保険の税率は、平成22年度を税率を改正して以来、据え置いております。総合計での調定額23億859万1,780円に対しまして、収入済額は17億4,805万8,663円、現年度分の収納率は92.88%、滞納繰越分は22.68%で、前年と比較して現年課税分が0.88ポイント上がり、滞納繰越分は0.63ポイント下がっております。不納欠損額5,473万1,752円につきましては、時効消滅、執行停止、即時消滅等によるものでございます。

税目ごとにご説明いたします。

1目一般被保険者国民健康保険税、収入済額、1節医療給付費分現年課税分11億5,210万4,323円、2節後期高齢者支援金分現年課税分3億693万293円、3節介護納付金分現年課税分1億3,130万3,665円は、40歳以上65歳未満の被保険者に賦課するものでございます。4節医療給付費分滞納繰越分8,876万1,358円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分2,305万5,186円、6節介護納付金分滞納繰越分1,433万7,143円でございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は1,835万1,461円、2節後期高齢者支援分現年課税分488万7,494円、3節介護納付分現年課税分548万3,723円の収入済額となっております。また、4節医療給付費分滞納繰越分は182万4,419円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は47万5,102円でございます。6節介護納付金分滞納繰越分54万4,496円の収入済額となっております。

2款使用料及び手数料、1項1目手数料、1節督促手数料は1万3,531件で135万3,100円でございます。

決算書158、159ページをお開きください。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分療養給

付費等負担金12億627万9,480円につきましては、一般被保険者の療養給付費後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金の約32%相当額が交付されるものでございます。過年度分はありませんでした。

2目高額医療費共同事業負担金3,583万8,000円につきましては、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するための制度でございまして、保険者が負担する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するものでございます。

3目特定健診審査等負担金1,036万1,000円につきましては、平成20年度から保険者に義務づけられました特定健診等に係る経費に対する国の負担金でございます。内訳は、特定健診分が921万9,200円、保健指導分が114万1,800円でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金3億6,586万5,000円は、市町村の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。2節特別調整交付金4,100万7,000円は、特別な事情に対しまして財政面の不均衡を調整するものでございます。

5目国民健康保険制度会計業務準備事業費補助金839万1,000円につきましては、今年度、国民健康保険運営主体都道府県化に伴って、それに向けたシステム改修に対する補助金でございます。

決算書160、161ページをお願いいたします。

4款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分療養給付費等交付金7,998万円は、退職被保険者の保険給付費の財源としての社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。2節過年度分療養給付費等交付金697万619円は、過年度の精算交付でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金23億35万2,381円につきましては、前期高齢者の加入率に応じて保険者間の財政を調整する仕組みで、社会保険診療報酬支払基金に納付金として拠出して、65歳から74歳までの前期高齢者が多い国保のような保険者が交付を受ける制度でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金3,565万5,917円につきましては、国保財政の基盤安定を図るため、国庫支出金同様に市の拠出金額の4分の1を県が負担するものでございます。

2目特定健診等負担金1,036万1,000円は、特定健診等に係る経費に対する県の負担金でございます。

2項県補助金、2目乳幼児医療対策事業費補助金183万2,217円、3目ひとり親家庭医療対策事業費補助金241万6,491円、4目重度心身障害者医療対策事業費補助金24万6,344円に

つきましては、平成20年度から県単独事業として医療費窓口無料化に伴う医療費の増加分を、国庫負担金等から減額する措置を行っております。その減額分の2分の1を県が対策補助金として交付するものでございます。

決算書162、163ページをお願いいたします。

5目都道府県調整交付金3億1,400万1,000円は、国保財政の安定化を図るために交付されるものでございます。

7款1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金1億59万2,037円は、高額医療費が国保財政に与える影響を緩和するために、レセプト1件に当たり80万円を超える高額医療に対して、市町村から拠出金を徴収して平準化して市町村に交付するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金15億9,258万6,749円は、県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円以下の医療費に対して、市町村から拠出金を徴収し、平準化して市町村に交付するものでございます。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金107万2,000円は、財政調整基金の運用利子でございます。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分2億8,352万318円は、低所得者に対して国保税を軽減したものの、補填分の繰り入れでございます。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分1億5,175万9,192円は、保険者の財政基盤強化施策として、低所得者を多く抱える保険者を支援するものでございます。3節職員給与等繰入金9,570万1,023円につきましては、職員の人件費と事務費に対する繰り入れでございます。4節出産育児一時金等繰入金2,156万5,520円は、出産育児一時金77件分の3分の2に相当する金額を一般会計から繰り入れたものでございます。6節その他の繰入金1,190万8,403円につきましては、乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療に対する県単窓口無料化事業及び市のこども医療費の窓口無料化事業に対しまして、国庫負担金の減額措置がとられることから、その減額分の2分の1を繰り入れしております。

決算書164、165ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金につきましては1億5,000万円繰り入れております。

次に、10款1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金はございませんでした。

2目その他の繰越金3億7,867万5,045円は、前年度からの繰越金でございます。

11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金1,193万2,521円は、過年度分保険税納付に係る延滞金収入でございます。

決算書166、167ページをお願いいたします。

2項雑入、2目一般被保険者第三者納付金2,358万2,885円は、被保険者の利便を図るため、交通事故等で第三者に原因がある傷病に係る医療費を一時、国民健康保険から支出し、後日、損害保険会社等から第三者が負担すべき額が国保会計へ支払われるものでございます。25件ございました。

4目一般被験者返納金216万7,803円と5目退職被保険者返納金8万3,244円でございますが、これは被保険者が国保資格の喪失後に保険診療を使った場合、国保負担分である7割分等を返納したものでございます。また、不納欠損額18万1,698円は、一般被保険者納付金の請求権を執行する5年を経過したもので、対象者は平成24年度調定分の20人で30件でございます。

最後に、6目雑入377万5,576円の内訳ですが、今年度から財政運営都道府県化のため、保険財政共同安定化事業、高額医療共同事業の廃止に伴います剰余金の精算分318万148円、指定公費負担金17万5,428円、出産育児一時金、保険者間調整振りかえ42万円でございます。

歳入は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は厚生環境常任委員会になります。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、最後のほうの167ページなんですけれども、一時被保険者の第三者納付金、一時的に交通事故の場合のあれを払っておくという25件で2,300万、一番高いものというのはどのぐらいのものだったのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） お答えいたします。

加害者が脇見運転をしたことにより発生した事故により、多部位骨折により2年間の長期間の治療が必要になりました。多額な医療がかかったため、第三者納付金が増額いたしました。金額的には1,400万円となっております。

○委員長（五味武彦君） ほかありますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） その下の一般被保険者返納金ということで、先ほど平成24年度の20人30件、これは常に回収のフォローはしているということですよ。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） お答えいたします。

保険者が社会保険加入や転出等により資格喪失後に誤って国民保険証を使用した場合に、甲斐市国民健康保険に返還していただくお金を受け入れるものでございますが、何度か通知を差し上げたりして勧奨のほうは行っております。

○委員長（五味武彦君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 通知のみで直接伺って徴収のお願いとかという、そういうフォローはされていないということですか。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 直接行ってという徴収のほうは行っておりませんが、あとは保険者同士で保険者間調整という形でやらせていただいております。

○委員長（五味武彦君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 逆にずっと通知で送っていて、逆に戻ってきている、戻ってきていると言うとおかしいですけども、ちゃんと払っていただけたところ、人数と件数というのは逆にわかりますか。例えば今回で言えば平成24年度のこの5年間で。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 今回は20人行っております。

○委員長（五味武彦君） ちょっと質問が、もう一回、質問してください。

○委員（横山洋介君） 24年度でその事由があつて、5年間で、じゃ、24年間であつた件数を教えてください。

○委員長（五味武彦君） 24年……

○委員（横山洋介君） すみません。24年度で全部で何人、何件あつて、5年間で……

○委員長（五味武彦君） 24年度に。

○委員（横山洋介君） はい。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） お答えいたします。

50件のうち30件になっております。

○委員長（五味武彦君） いいかな、よろしいですか。

そのほか委員の質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、所管以外の質疑を行いたいと思います。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで、歳入についてを終了いたします。

次に、歳出について一括で説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） 続きまして、歳出をご説明いたします。

決算書は168、169ページからとなります。

決算参考資料ナンバー3の7ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、01総務管理関係職員費5,973万9,695円は、一般職員9人分の人件費で、財源内訳のその他は一般会計からの繰り入れでございます。

03一般管理費3,160万4,451円は、資格、保険給付に要する事務費で、内訳といたしましては国保事業を推進するための消耗品、印刷製本費、被保険者証等の郵便料、診療報酬明細書点検業務委託料等でございます。財源内訳の国県支出金は、国のシステム改修に係る国民健康保険制度業務準備事業費補助金839万1,000円、県の特別調整交付金120万6,000円、その他は一般会計繰入金でございます。

2 目連合会負担金、01連合会負担金335万3,077円は、山梨県国保連合会への負担金でございます。財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴收費、02賦課徴収関係嘱託、非常勤職員等費109万7,940円は、徴収嘱託員2人の能率給でございます。財源内訳の国県支出金は県の特別調整交付金で、その他の財源は一般会計繰入金でございます。

03賦課徴收費692万2,044円は、賦課徴収に係る消耗品、印刷製本費等、納税通知関係の郵便料や口座振替手数料等でございます。賦課徴收費の財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。

8 ページをお願いいたします。

3 項1 目運営協議会費14万3,900円は、運営協議会委員18名の報酬と消耗品等で、財源内

訳のその他は一般会計繰入金でございます。

2 款保険給付費は、歳出の56.9%を占める医療費等に対する給付ですが、前年より1.3%減少となっております。

まず、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費41億9,748万1,306円は、一般被保険者に係る医療費に対し、市が負担した約7割分を給付するものでございます。財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、国・県の調整交付金等で、財源内訳のその他は、前期高齢者交付金、一般会計繰入金でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費4,352万7,542円は、退職被保険者等に対する給付で、財源内訳のその他は療養給付費等交付金でございます。

9 ページをお願いいたします。

3 目一般被保険者療養費5,373万6,112円は、被保険者に対する補装具等療養給付費で、コルセット、はり・きゅう・柔道整復師等の給付で、財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、国・県の調整交付金で、その他は一般会計繰入金でございます。

4 目退職被保険者療養費135万3,398円の財源内訳のその他は療養給付費等交付金で、事業内容は先ほどと同じく退職被保険者等に対する補装具等の給付でございます。

5 目審査支払手数料1,389万6,225円は、診療報酬請求明細書の審査手数料を国保連合会に支払ったものでございます。

10 ページをお願いいたします。

2 項高額療養費、高額療養費は高額な医療費により自己負担限度額を支給したものでございます。

1 目一般被保険者の高額療養費は5億2,957万8,890円で、給付件数は9,994件ございました。財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、国・県の調整交付金でございます。その他は、共同事業交付金、一般会計繰入金でございます。

2 目退職被保険者高額療養費は306万1,546円で、給付件数は40件ございました。財源内訳のその他は療養給付費等交付金でございます。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費57万5,735円は、世帯内で国保と介護保険の両方から高額療養費の給付を受けた場合に、自己負担額が高額になったときは国保と介護を合わせた自己負担額を超えた分に支給するもので、29件ございました。

11 ページをお願いいたします。

退職被保険者等高額介護合算療養費はございませんでした。

3項、同じく移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者移送費の支出もございませんでした。

12ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金3,234万8,281円は、77件分の支出でございます。財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。

2目支払手数料1万5,330円は、出産育児一時金を直接医療機関への支払いに係る国保連合会への手数料でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費575万円は、1件5万円の115件分でございます。

13ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金9億7,214万9,113円は、後期高齢者医療制度への支援金で、財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、国・県の調整交付金、その他は療養給付費等の交付金でございます。

2目後期高齢者関係事務費拠出金6万9,772円は、被保険者数に応じた事務費拠出金でございます。

4款1項1目前期高齢者納付金349万9,601円は、65歳から74歳の方の保険者間の医療費負担の不均衡を調整するための制度への支出で、65歳から74歳までの被保険者数に応じた金額を社会保険診療報酬支払基金に支出しております。

14ページをお願いいたします。

2目前期高齢者関係事務費拠出金6万7,341円は、被保険者数に応じた事務費の拠出金でございます。

2目老人保健事務費拠出金1万7,696円は、老人保健制度に係る事務費でございます。

6款1項1目介護納付金3億7,489万772円は、40歳から64歳までの介護保険の2号被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に支出したものでございます。財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、調整交付金、その他は一般会計繰入金でございます。

15ページをお願いいたします。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金1億4,262万3,668円は、高額医療費が市町村国保財政に与える影響を緩和するため、国保連合会を実施主体として行われている、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療に対する再保険事業としての拠出金でございます。財源内訳の国県支出金は国及び県の高額医療費共同事業負担金、その他は高額医療費共同事業交付金でございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金16億1,092万6,643円は、1件当たり80万円以下の医療費に対する再保険事業の拠出金で、財源内訳のその他は保険財政共同安定化事業交付金でございます。

3目その他の共同事業事務費拠出金1,372円は、退職者被保険者のリストを作成する費用でございます。財源内訳のその他は一般会計の繰入金でございます。

16ページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、01特定健康診査費5,489万4,646円は、病気の予防や早期の発見を目的に健康診査を実施しております臨時の看護師、保健師などの賃金、事務費、調査票などの郵送料や集団健診や人間ドックの委託料でございます。財源内訳の国県支出金は国及び県の特定健康診査等負担金でございます。

02特定保健指導費313万2,289円、保健指導に係る賃金、郵送料、委託料でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費53万2,440円は、国保だよりの作成経費で、財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。

2目疾病予防費563万7,382円は、医療費通知とジェネリック医薬品差額通知各6回の作成委託料と郵送料で、財源内訳の国県支出金は県の調整交付金、その他は一般会計繰入金でございます。

17ページをお願いいたします。

9款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金3億6,231万8,000円は、前年度繰越金からの3億6,124万6,000円と基金の運用利子107万2,000円を積み立てたものでございます。基金残高は現在9億7,810万4,000円となっております。

10款1項公債費、1目利子につきましては、今回一時借り入れがありませんでしたので、未執行となっております。

2項1目広域化等支援基金償還金1,424万2,666円は、平成14、15年度国民健康保険調整交付金の過大申請により返還金が生じ、県の広域化等支援基金貸付金を活用して国に返還いたしました。この県の貸付金を平成21年度から29年度の9年間で償還しているものでございます。

18ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金779万1,300円は、過去にさかのぼって資格を喪失した場合などに納付済みの国保税を還付したものでございます。

2目退職被保険者等保険税還付金の支出はございませんでした。

3目償還金3,599万7,026円は、平成28年度の国県支出金の療養給付費等の負担金の確定に伴い返還したものでございます。

19ページをお願いいたします。

12款予備費の支出はございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

谷口委員。

マイクをお願いします。

○委員（谷口和男君） 17ページの基金積立金なんですけれども、3億6,231万8,000円ですか、これが積み立てになっているんですけれども、この前いただいた予算で、29期の予算では13万200円ということになっていたかと思うんですけれども、この基金積立金がなぜこんなにたまるのかというのがちょっと不可解なんです。

〔「13万の根拠」「予算ですか」「予算ですね」と呼ぶ者あり〕

○委員（谷口和男君） 30年度予算で29年のが書いてあったもんですか、172ページかね、30年度予算案で前年度130万1,000円ということで、財政調整基金積立金というのが……

〔発言する者あり〕

○委員長（五味武彦君） ちょっと待ってください。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 当初のときには、利子の財政調整基金の利子分だけ予算計上していきまして、繰越金が29年に幾らになるのかは決算が終わらないとわからないので、その分は補正をかけております、12月補正で。

○委員長（五味武彦君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） わからないということはもちろんあるかと思うんですが、これで基金のほうで9億7,000万ですか、そういうことで30年度からももちろん広域化で基金のほうは県の方で見るということになっていると思うんですが、このようにふやし続けているだけでは、なかなか負担軽減にもならないしと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） この件につきましては、一般質問のほうでもお話しさせていただいたんですが、甲斐市のほうとしては、まだ一本化運営主体が広域化になって1年目ですし、まだ税とか保険料、保険税が算定根拠が一本化されていけませんので、そちらの動向を見ながら、また、医療費の県全体の伸びも見ながらで、こちらのほうは考えていきたいと考えております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） もちろん1年目で確定されていないということは伺ったんですけども、近隣市町村見ても韮崎市ですとか、かなり引き下げているところが多いですし、あと県の試算でもかなり納付金下がっていますよね、徴収額より28年度の、それに対して今度の、要望ですけども、31年度の予算のときに、ぜひ保険料率の変更等も含めてご検討をお願いしたいと思うんですが。

○委員長（五味武彦君） 要望でよろしいですか。

○委員（谷口和男君） 要望でいいです。

○委員長（五味武彦君） そのほか委員の質疑はありますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 7ページの最初のところなんですけど、03一般管理費の先ほど説明いただいたんですが、この資格というのに対しては説明なかったような気がするんですが、この資格というのはどういうあれですか、内容の。

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらのほうは、まず、国保の資格喪失というか、国保に入っていないと国保税は賦課されませんので、そちらのほうのまず、資格のほうのうちのほうに国保の担当のほうに来ていただいて、もし、新しく社会保険とか違う保険のほうに入られた場合には喪失の手続をしていただくという形の資格になります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 国保に入る資格という、そういう意味なんですね。わかりました。

続いて、いいでしょうか。10ページの3の01一般被保険者高額介護合算療養費なんですが、国保と介護保険の自己負担の合計が限度額を超えた分の療養費という29件分ですよ。

これは限度額というのは幾らなんですか。

○委員長（五味武彦君） お待ちください。

新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） お答えいたします。

それぞれの所得によって限度額は決まっております、所得を5区分に分けて、限度額が212万円、141万円、67万円、60万円、34万円というふうになっております。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ありがとうございます。

あと、15ページのこの共同事業拠出金のレセプト1件の80万を超える場合と、次の80万以下の医療費の再保険事業なんです、それぞれ億という、1億以上なんです、件数それぞれ何件なんですか。

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 高額医療の共同事業のほうにつきましては947件、80万円を超えるものですね。80万円以下の医療費の安定化のほうにつきましては29万3,698件でございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ありがとうございます。

16ページの8番の2の疾病予防、ジェネリック医薬品なんですけれども、これを委託、かなり力を入れてやっているということで563万のそういう電算委託をやっているわけなんですけれども、どうですかね、ジェネリックは何か結構山梨県でも低いし、使っているのが、甲斐市も同じなんだろうと思うんですけれども、これに対しては年々上がって、これだけのお金をかけて上がっているのかどうか、ジェネリックを使っているというのは、29年度はどうですか。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） お答えいたします。

29年3月診療分で66.3%となっております、前年が……

[「30年3月」と呼ぶ者あり]

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 30年3月で66.3%となっております、年々上がっております。

[「どのくらいか」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 28年度は64.6%、27年度は56.8%ということで上昇しております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 再度答弁を求めます。

新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 再度お答えいたします。

27年度が3月診療分56.8%、28年度が64.6%、29年度が66.3%になっております。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 毎年上がってきているということで、またさらに努力を重ねてほしいと思います。

公債費なんですけれども、この広域化の支援、平成29年度で一応終わるといふことなんですかね。

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） そのとおりでございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、これで総額では幾らになるということなんでしょうか、これを。

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 総額で返還金額は12億8,634万。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか委員の質疑ありますか。

横山委員。

〔「すみません。申しわけないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 失礼いたしました。

返還金額の総額は1億2,863万4,000円でございます。失礼いたしました。

○委員長（五味武彦君） 桁が違う。

よろしいですか、保坂委員。

じゃ、横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません。10ページの高額療養費についてなんですが、こちらは全てお支払いはしているんでしょうか、それとも申請がない場合は、漏れている方もいらっしゃるんですか。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） お答えいたします。

申請書を発送しても、どうしても取りに来られない方というのは中にもいらっしゃるんですけども、ほとんどの方が申請にいらしていただいております。

○委員長（五味武彦君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） こっちのほうで、こっちサイドで高額療養費超えている場合は申請を出しているということで、その認識でよろしいということですか。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 高額の金額に該当した場合は、こちらのほうから通知を出していただいて、申請にいらしていただいております。

○委員長（五味武彦君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） あと、事前の交付書というか認定書というのはやられていますか、制度的に。

○委員長（五味武彦君） もう一回。

○委員（横山洋介君） 高額になるって、もう事前にわかっている場合は認定書制度というのは、その……

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） お答えいたします。

事前に入院とかのわかっている方は限度額認定書の発行をしております。

○委員長（五味武彦君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） その認定書の発行割合と後申請の発行割合を教えてくださいんですけども。

○委員長（五味武彦君） 後ほどしましょうか。

所管の委員の質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

ございますか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） ちょっと8ページの退職被保険者の療養給付とその後の高額退職療養云々のこのところ、もう一回教えてくれる。

○委員長（五味武彦君） もう一度、再度。

○委員（齊藤芳夫君） 特に、その他財源のところら辺。

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 8ページのところですが、2目の退職被保険者等の療養給付費は、財源内訳についてのその他は療養給付費等の交付金になります。件数ですが、件数は4,707件ありました。

あと、9ページのこちらの4目の療養費退職被保険者療養費のほうも、同じくその他の財源は療養給付費等交付金でございます。件数は211件でございます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） この退職被保険者の療養給付と高額云々は年々減っているんですね。年々減っている。それで予算はね、予算の話をもた決算で言うのもおかしいって誰かが言うけれども、予算のときは前年度の決算を予算現額の参考にするわけじゃんね、あるいは決算見込みを。そうすると、このところずっと3年分ぐらい、これを見ているんだけど、極端にどんどん減っている。だから、元気なお年寄りが多くなっているという話だよ、これは端的に言えば、そうですか。

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） この退職者医療制度については、平成26年度に終了しております。

○委員（齊藤芳夫君） うん……

○保険課長（三井美樹君） 平成26年度に終了している事業でして、若干それ以降は新規の方は被保険者は入ってきていないので、年々被保険者は減少傾向にあります。65歳になると一般になりますので、65歳未満の人で退職被保険者に入っていた方が、もう制度がないので、これ以上入ってこないで、被保険者がもうどんどん減少ぎみになっているので、この部分の予算も支出済額も減少していると。

○委員長（五味武彦君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） それでもね、29年度の決算で4,300万は支出しているわけですよ。

それで、これまた予算との絡みになるけれども、30年度は約3,000万まだ見込んでいるんですよね。そうすると、人数がそういうふうには制度がなくなりました。申し込みをする人は減りましたというけれども、じゃ、28年度の対象者は何人ぐらいで、30年度は何人ぐらいの見込みなんですか。

○委員長（五味武彦君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 28年は退職者の療養給付費は9,219件ありました。約倍ですね。30年につきましては、今ちょっと持ち合わせてないので……

〔「適当か」と呼ぶ者あり〕

○保険課長（三井美樹君） 後で……

〔「大体予測ですか」と呼ぶ者あり〕

○保険課長（三井美樹君） 後で入れさせていただきます。申しわけないです。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 人数……

○委員（齊藤芳夫君） いいよ、予測だから、わかんないから、いい。

○委員長（五味武彦君） ほかありますか。

先ほどの新奥係長の答えは出ましたか。改めて、じゃ、ちょっと話してください。

先ほどの横山委員からの説明ですけれども、新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） きょう、手持ちに資料を持っておりませんので、後でお答えさせていただきます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

齊藤委員のほうはいいですね。

ほか委員の質疑ございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちょっと教えていただきたいんですけども、12ページの葬祭費というのがあったんですけども、この115件というんですけども、こちらどういった方にあれしているのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員長（五味武彦君） 樋口係長。

○国民健康保険税係長（樋口 一君） 葬祭費につきましては、国保の被保険者が亡くなられた際、その喪主様にお支払いする額でございまして1件5万円となっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで歳出についてを終了いたします。

以上で質疑を終了とさせていただきます。

これより、本委員会に付託されました認定第2号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第2号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩し、一部職員が退席します。

トレイ休憩どうですか。じゃ、10分間休憩とさせていただきます。

10時35分再開とさせていただきます。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、認定第3号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を

議題といたします。

なお、説明、質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） それでは、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

決算書185ページ、歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

2、歳入額6億5,886万9,820円に対しまして、3、歳出額6億5,812万1,240円で、4、差引額は74万8,580円となりました。

歳入についてご説明いたします。

決算書190、191ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、合計で調定額4億6,750万6,150円に対しまして、収入済額が4億6,528万8,230円で、収納率は現年度分99.66%、滞納繰越分41.08%、合計は99.43%でございました。

1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料の収入済額2億9,641万30円は、年金からの天引き分でございます。

2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料の収入済額1億6,811万8,660円は、年金天引きができない方や口座振替を選択した方の保険料でございます。2節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額75万9,540円で、過年度分の収納額でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目1節督促手数料は10万7,600円でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金1億9,174万170円で、内訳といたしましては、職員給与費等繰入金として山梨県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む職員4名分の人件費分3,013万8,825円、事務費繰入金3,970万998円でございます。また、保険基盤安定繰入金といたしまして1億2,190万347円は、保険料軽減に対する繰入金で、低所得者に対する軽減分と社会保険被扶養者であった方に対する軽減分でございます。

5款1項1目繰越金85万5,220円は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料はございませんでした。

決算書192、193ページをお願いいたします。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金86万2,800円及び2目還付加算金1万5,800円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金を後期高齢者医療広域連合が負担する

もので、広域連合からの保険料還付金でございます。

3項雑入はございませんでした。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

決算書は194、195ページからでございます。

決算参考資料20ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務管理関係職員費3,013万8,825円は、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む4名分の人件費でございます。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金でございます。

02一般管理費355万2,381円は、資格管理、被保険者証発送、通知等の事務費342万2,781円と後期高齢者医療広域連合システム保守委託料として12万9,600円でございます。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

2項1目01徴収費202万1,317円は、保険料の徴収に伴う納付書の印刷、発送費用等の事務費でございます。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金等でございます。

21ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、01保険料等納付金5億8,729万517円は、徴収した保険料4億6,539万170円と低所得者保険料軽減分に係る保険基盤安定負担金1億2,190万347円で、いずれも広域連合へ納付したものでございます。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

02事務費納付金3,422万4,000円は、広域連合の運営に係る費用といたしまして、被保険者数等に応じて負担するもので、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目01保険料還付金86万3,900円は、過年度の保険料の還付金でございます。財源内訳のその他は、後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金等でございます。

2目還付加算金1万5,800円は、過年度保険料還付に伴う還付加算金でございます。財源内訳のその他は、後期高齢者医療広域連合からの還付加算金でございます。

最後に、22ページをお願いいたします。

2項繰出金、1目01一般会計繰出金1万4,500円は、平成28年度の決算剰余金85万5,220円から同年度の出納整理期間中の保険料収入84万720円を差し引いた額を一般会計に繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この大きい決算書のほうなんですけれども、191ページの普通徴収のほうの滞納繰り越しのことについてお伺いしたいんですけれども、この収入済額は何名分なんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 答弁願います。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） すみません。まことに申しわけないです。今、持ち合わせておりませんので、後で調べてお話しします。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ついでに、その収入未済額というのがありますけれども、これもちょっと何件なのか教えていただきたいんですが、後期高齢者ですから75歳以降ということなんです、こういった方にもこういう収入が入っていない場合には行って徴収するんですかね、そういった、もしまた滞納になっちゃっている場合には、誰かが行ってということ、どんなふうに対応しているのかちょっと聞きたかったんですけれども。

○委員長（五味武彦君） 広瀬係長。

○高齢者医療・年金係長（広瀬美和君） 29年度につきましては59名滞納になっている方がいらっしゃいます。滞納整理につきましては、催告書をお送りしたり、あとは電話でお願いをしたり、分納の誓約をされた方につきましては訪問をさせていただいて、徴収をさせていただいております。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その中で年齢的に一番最高の方って、どのぐらいの方なんでしょうかね。

○委員長（五味武彦君） 広瀬係長。

○高齢者医療・年金係長（広瀬美和君） 資料を今、持っておりませんので、また改めて。

○委員長（五味武彦君） 後ほどの答弁になります。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 何で聞くかという、普通徴収で、そして、もう75歳以上の方で、ひとり暮らしとは限らないと思うんですけども、どういった状況でこういった状況なのかなと思うと、やはりちょっと対応とか、その方の状況というのがちょっとやはり気になるところなんですけれども、別に施設に入っているわけじゃないですよね、これはひとり暮らし、そういう施設には入ってないんですかね、わからないですかね、それは関係ないですかね。

○委員長（五味武彦君） 答弁できますか。

○委員（保坂芳子君） ちょっと聞きたかったのを聞きました。その辺、状況を教えてもらえればと思って聞きました。いいです。後で、また詳しく教えてください。結構です。

○委員長（五味武彦君） じゃ、後ほどの。

所管の委員の質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ないようですので、所管以外の委員の質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

松井副委員長。

○委員（松井 豊君） 甲斐市の後期高齢の該当者の数ちょっと教えてください。

○委員長（五味武彦君） 広瀬係長。

○高齢者医療・年金係長（広瀬美和君） 平成30年3月末で8,195名になっております。

○委員長（五味武彦君） それだけでよろしいですか。

所管以外の質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の人数に関連することですが、徴収の内訳ですよね、特別、普通、その徴収の内容はどんなぐあいになっていますか。特別徴収は何人、普通徴収は何人という。

○委員長（五味武彦君） 広瀬係長。

○高齢者医療・年金係長（広瀬美和君） 特別徴収が29年度年度末で6,319名、普通徴収が1,616名になっております。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほかがございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第3号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第3号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時53分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、認定第4号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明、質疑は歳入一括、歳出一括でいきたいと思えます。

まず初めに、歳入について一括で説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、介護保険特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

決算書199ページをお願いいたします。

予算現額は47億8,378万8,000円、歳入額は47億6,475万7,054円、歳出額は46億8,080万1,320円、実質的な収支額8,395万5,734円を、平成30年度に繰り越すものでございます。

206ページ、207ページをお開きください。

事項別明細書で歳入をご説明申し上げます。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料の調定額は11億8,186万9,722円、収入済額は11億3,122万8,680円、不納欠損額1,429万4,767円、収入未済額3,634万6,275円であります。

以降は、収入済額のみ読み上げます。

1節現年度分特別徴収保険料10億3,556万4,890円は、特別徴収と言われる年間から天引きされる方々の保険料で、平成29年度末の総数は1万6,282人、第1号被保険者の約9割を占める数でございます。備考欄をごらんください。年度途中での死亡、転出等による還付未請求分の還付未済金75万505円を除く10億3,481万4,385円が実質の収入でございます。

次に、2節現年度分普通徴収保険料8,844万9,440円は、年金から天引きできない方々で、納付書または口座振替での納付者でございます。備考欄をごらんください。年度途中での死亡、転出等による還付未請求分の還付未済金8万775円を除く8,836万8,665円が実質の収入でございます。

なお、収入未済額は1,718万3,350円で、収納率は83.66%、特別徴収を含んだ収納率は98.49%になります。

次に、3節滞納繰越分保険料721万4,350円は、過年度分の滞納保険料で、収納率は17.42%でございます。

なお、不納欠損額1,429万4,767円は、滞納者の居所不明等の理由のほか、徴収権が消滅した保険料を不納欠損処分しております。保険料滞納者との交渉において分納誓約に応じないなど、これ以上、保険料の徴収が困難な方に対しましては、介護サービス利用時に給付制限を実施しております。

2款分担金及び負担金の収入済額は1,113万4,000円です。

1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金は、認定審査会を構成しております、甲斐市を除く中央市、昭和町からの負担金であり、均等割、申請件数等により負担額を定めております。内訳は、中央市678万4,000円、昭和町435万円です。

3 款使用料及び手数料の収入済額は64万6,300円です。

1 項手数料、1 目督促手数料、1 節督促手数料19万1,500円は、保険料未納者への督促に伴う事務と手数料1,915件分でございます。

2 目介護予防事業手数料、1 節介護予防事業手数料45万4,800円は、通所型介護予防サービス手数料9万2,800円、一般介護予防教室手数料36万2,000円の合計でございます。

4 款国庫支出金の収入済額は9億2,101万453円です。

1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 節現年度分介護給付費負担金7億7,812万6,661円は、保険給付費に係る国の定率負担分でございます。2 節過年度分介護給付費負担金はありませんでした。

次に、2 項国庫補助金、208ページ、209ページをお願いいたします。

1 目調整交付金、1 節現年度調整交付金1億285万6,000円は、国から交付される調整交付金であり、定率は5%となっておりますけれども、各市町村の第1号被保険者の年齢、所得状況等の財政状況により算定され、平成29年度の甲斐市の調整率は保険給付費の2.51%となっております。

2 目地域支援事業交付金、1 節現年地域支援事業交付金2,103万2,708円は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の定率の負担分の25%でございます。

3 目地域支援事業交付金、1 節現年地域支援事業交付金1,849万4,084円は、包括的支援事業・任意事業費に係る国の定率負担分の39%でございます。

4 目地域介護・福祉空間整備等交付金、1 節現年度分地域介護・福祉空間整備等交付金50万1,000円は、高齢者施設等防犯対策強化事業に係る国庫支出金で、交付申請のありました市内の介護施設2事業所へ交付をしております。

なお、補助率は2分の1ではありますが、残りの2分の1は事業所負担であるため、市の負担はございません。

5 款支払基金交付金の収入済額は11億8,740万771円です。

1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1 節現年度分介護給付費交付金11億6,070万9,000円は、第2号被保険者、40歳から64歳までの方々により徴収しました保険料の中から、市の保険給付費の定率28%分として支払基金から交付されるものでございます。2 節過年度分介護給付費交付金はございませんでした。

次に、2 目地域支援事業支援交付金、1 節現年度分地域支援事業支援交付金2,631万3,000円は、地域支援事業への交付金でございます。

210ページ、211ページをお願いいたします。

2節過年度分地域支援事業支援交付金37万8,771円は、過年度の精算に伴う地域支援事業支援交付金でございます。

6款県支出金の収入済額は7億8,823万7,234円でございます。

1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金5億7,593万3,000円は、保険給付費に係る県の定率負担分でございます。2節過年度分介護給付費負担金はございませんでした。

次に、2項県補助金の収入済額は2億1,230万4,234円でございます。

1目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金1,184万9,192円は、介護予防・日常生活支援総合事業費に係る県の定率負担分の12.5%でございます。

2目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金924万7,042円は、包括的支援事業・任意事業費に係る県の定率負担分の19.5%でございます。

3目介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金、1節現年分介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金1億6,202万1,000円は、平成29年度におきまして双葉地区に開設をされました地域密着型特別養護老人ホームとグループホームの併設施設整備に係る補助金でございます。

なお、対象事業基準額に対する補助率は10分の10でございます。

212ページ、213ページをお願いいたします。

4目施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金、1節施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金2,918万7,000円は、先ほどご説明を申し上げました双葉地区の併設施設開設に係る補助金でございます。こちらも補助率は10分の10でございます。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金57万7,000円は、給付準備基金の利子でございます。

8款繰入金の収入済額は6億4,332万7,000円でございます。

1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金5億2,793万3,000円は、保険給付費に係る市の定率負担12.5%分でございます。

2目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金1,292万5,000円は、介護予防・日常生活総合事業費に係る市の定率負担12.5%分でございます。

3目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金1,019万6,000円は、包括的支援事業・任意事業費に係る市の定率負担分19.5%でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金、214ページ、215ページをお願いいたします。

1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金797万7,000円は、第1号被保険者保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化するものでございます。所得段階が、第1段階の生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等につきまして、介護保険料基準額に対する割合を0.5%から0.45%に引き下げ、国2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で負担をいたします。

5目その他一般家計繰入金、1節職員給与費等繰入金3,189万9,000円は、長寿推進課介護保険係職員5名分の人件費の繰入金でございます。2節事務費等繰入金5,239万7,000円は、介護保険事業運営のための事務費3,100万1,000円及び認定審査会における甲斐市の負担分2,139万6,000円の繰入金でございます。

次に、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護保険給付準備基金繰入金はございませんでした。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金8,036万8,567円は、平成28年度決算に伴う繰越金でございます。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金はございませんでした。

2項雑入、1目雑入、1節第三者納付金81万4,149円は、第三者納付金でございます。2節の返還金はございませんでした。3節雑入1万2,900円は、国保連合会からの介護予防ケアマネジメント負担金調整額でございます。

以上、歳入の合計は47億6,475万7,054円でございます。ご審査のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 決算書類207ページの滞納繰越分の欠損なんですけど、こちらのほう、過去10年間にわたって取り立てることができないですか、人が対象になるということだったんですけども、どういう方が対象になっているのと何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 不納欠損の関係でございますけれども、未交渉の方もしくは交渉決裂の方につきまして、平成23年から27年の合計が118人ございました。あとは生活困窮、納付困難な方と認めた方が合計で195名いらっしゃいました。その他所在不明な方で交渉ができない方、こちらの方が24名いらっしゃいました。総計で319名、1,512件となっております。

○委員長（五味武彦君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 生活困窮の方195名ということなんですけれども、先ほどのペナルティーというんですか、介護給付を受けるときに6割から7割の自己負担分がふえるということでおっしゃられていたんですけれども、この中でそういうペナルティー、該当する方いらっしゃるのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） ペナルティーは給付制限等がありまして、おっしゃるとおり、介護サービス費が本来の1割、2割から3割の負担に変わるわけですけれども、29年度、ペナルティーを受けている方につきましては9名いらっしゃいます。そのうち30年度が入ってから解除された方が2名、現在は7名という扱いになっております。

○委員長（五味武彦君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 解除された方2名ということなんですけれども、それはどういう事情で解除されるのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 2名の方につきましては、給付制限期間が時効を迎えた期間が終了しましたので、期間満了のために解除という扱いになっております。それ以外で、29年度中につきましては、解除の理由としましては、生活保護受給、亡くなられた方、転出された方、それぞれ1名ずつありまして、あとは期間満了の方が4名おります。

○委員長（五味武彦君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 期間満了というのは、時効を迎えられて、またその後で期間が満了、納付されているわけですか、その後は。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 一旦給付制限が確定しますと、以後、納付があってもその分は制限を受けていただく必要がありますので、いわゆる時効を迎えた期間に応じて、その給

付制限の期間が設定されるわけですがけれども、その期間が29年度中に終了したという意味合いです。

○委員（谷口和男君） わかりました。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

○委員（谷口和男君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほか委員の質疑ありますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと今のことにつながるんですけども、今、生活困窮の方が195人いるということなんですが、先ほど現年度低所得者の対応も市ではやっているわけなんですが、こういうところにはこういう人は入らないということなんですかね。

○委員長（五味武彦君） 答弁を求めます。

赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 低所得者の方の対応としましては、いわゆる保険料自体ですね、もとの保険料自体に対しての第1段階といたしまして、基準額第5段階の半分、50%という扱いなんですけど、それをさらに市独自でさらに5%減額しまして0.45という措置をとっております。ですから、基準額の45%を払っていただくという、これが低所得者の対策になっております。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それはわかりました。

こちらで言う、生活困窮者というのはどういう状況の人を言うんですか。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） こちらにつきましては、督促とか催告をお送りしまして、その後、反応といいますかお話、あるいは相談を受けまして生活状況をお伺いした中で判断をした方ということになります。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員、再度。

○委員（保坂芳子君） だから、この方たちは納付でやっているんですけども、わかりますよね、幾ら年金もらっているとか、そういう状況というのは、収入が幾らという状況はわかるわけで、それが低所得の状況ではないということでもいいんですか。だけれども、生活は困窮している。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほど赤松係長が申し上げましたとおり、介護保険の保険料につきましては、平成29年度につきましては9段階に所得に応じて分かれております。それで第5段階というのが基本となりまして、月額5,100円を納めていただいておりますけれども、第1段階が所得の一番低い方のございまして、その分類につきましては生活保護の方、それから、老齢年金を受給されている方、またはご本人、それから、世帯の方々が住民税非課税、それから、ご本人の年金収入、所得の合計額が80万円以下の方々がこの第1段階の分類に入りまして、そういった方々につきまして先ほど申し上げましたとおり、0.5%から0.45%引き下げて納付をしていただいている状況でございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その説明はよくわかっているんですが、そうじゃなくて、ここの生活困窮者が195人というのはそうじゃないということですよ。だから、それ以上の年金なんだろうと思うんですが、その辺がよくわからないんですが、その掌握と、はっきりわかっている一番低所得の人には、その0.5%、0.45%引き下げて半分にまでしてやっているだけども、ここでいうその生活困窮というのはそれに値しないのか、それともそのすれすれなのか、やはり考えてやって、それとも考える必要がないと、これはもう本人の怠慢というか、そういう感じなんだということの195人もいるんで、それで今後またふえるわけですから、この辺のところははっきりちょっと聞きたかったんですが、どういうふうにかそこ認定しているというか線を引いているのか聞かせてください。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 所得、例えば年金をたくさんもらっている方でも、例えば事情があつて納付ができないという方も中にはいらっしゃいます。例えば病院、入院にかかるだとか、そういったそれぞれで事情が違いますので、そういった方々につきましては、窓口で納付相談を受ける中でこちらのほうで分納していただくとかという形をとって、将来的にこちらの介護保険料が不納欠損とならないような対応をとらせていただいております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 努力はしているけれども、でも、これは減らないというか、これだけいるということなんですね。

やはりしっかりと例えば、俺はもう介護保険なんか絶対一生使わないんだから、こんなの

払ってやるかとか、そういう人もいるんじゃないかなと思うんですけども、そういう人に対する対応とか、本当に少ないぎりぎり、低所得じゃないけれども、ぎりぎりでやっていて、でも、ここからまたこんなに引かれるのが嫌だという多分いると思うんですよ、払わないぞという人が、そういう人に対する対応とか、今後やはり考えていかないと介護保険制度自体にやはり大変なことになるなと思ったのでお聞きしたんですけども、その辺もうちよっと研究とか努力を、大変ですよ、だって、ないところから引くんですから、だけれど、研究とか努力とか少しでも引くとか、やはり少しでも取るとか、取るという言い方はおかしいですけども、そういったことが切っちゃわないで少しでも払ってもらえるようにとか、そういうことは今後何か考えていますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 納付がされていない方々につきましては、督促状を発送した後、催告書等を発送して窓口へ来ていただくような形をお願いをしているんですけども、それ以外に、徴収嘱託員がおりますので、徴収嘱託員が個々の家庭を訪問する中で分納等の説明をさせていただいております。また、それでもまだ納付ができない方につきましては、国保税とかと同じように預金調査等を行う中で、もし、その方が預金がたくさんあって払わないということであれば、他の税と同じに差し押さえということも今後検討していかなければならないかと思っておりますけれども、そういったこともないというような方については、粘り強く交渉をしていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっとすみません、長くなっちゃってね。年寄りの人はやはり書類というのは来てもしっかりと見て、判断できる人もいるんだけど、もう来ただけで、あんな細かいやつなんか何も読めないとか、そのままにしておくという人も結構いるので、そこに嘱託の人が行くと思うんだけど、ちょっと丁寧な対応をして、あんまり変なふうにならないように気持ちよくやはり最後まで自立した状態でいけるように、しっかりと面倒見ていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続けていいですか。

○委員長（五味武彦君） 要望でいいですか、今のは。

○委員（保坂芳子君） 要望でいいです。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 209ページの介護福祉空間整備等交付金なんですけれども、何か防犯灯のあれで市内の施設に対象2分の1で、施設が2分の1出すということだったんですけれども、この防犯のこれっていうのは市内の施設全部こんなふうになっていますでしょうかね。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 市内の施設に関しましては、この防犯カメラですとか防犯灯の未設置のところにつきましては、こちらのほうでこういう国の補助金がありますので活用していただけないかというというようなご案内をさせていただいたところでございまして、29年度につきましては2施設のほうで設置の希望がありましたので設置をさせていただきましたけれども、申しわけございません。全ての施設に防犯カメラがついているかということとは、ちょっとこちらのほうで現在把握をしておりませんので、申しわけございません。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 国でもこういう、国というかどこから出ているのかあれなんですけれども、こういう補助金も出るようになってるので、やはり介護施設でもいろいろなことがありますので、ぜひ調査していただいて、推進していくような形で順番でも何でも、やはりそれはしていったほうが自由だというんじゃないくて、やっていただけるように推進したほうが良いと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 先日もサービスつき高齢者住宅で、東京のほうで1名の方が亡くなられたようなこともありまして、国のほうでもそういった施設について点検をするようにというような通知も来ておりますので、甲斐市の施設につきましても、こちらのほうで確認をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

所管の委員、ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井副委員長。

○委員（松井 豊君） 212ページ、213ページの上のほうにあります施設開設準備経費云々ですが、双葉という話でしたけれども、この施設の規模や性格についてももう少しわかれば教えてください。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） こちらにつきましては、旧双葉地区にあります通称第二めぐみ荘と呼ばれる施設になりまして、地域密着型のサービスを扱う事業所になっております。認知症対応型のグループホームと、あと特別養護老人ホームですね。そちらの併設型という施設になっております。

○委員長（五味武彦君） じゃ、補足で。
飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 補足で説明をさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、特別養護老人ホームとグループホームの併設施設でございますが、どちらの施設も平家建ての木造づくりでございます。特別養護老人ホームにつきましては、床面積が1,036平米で29床、29人が生活していただく施設になります。それから、グループホームにつきましては、床面積が560平米でございます。こちらは18の方が入居していただく施設となっております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほど現年度調整交付金で5%ということで、甲斐市の場合は2.51%という説明を受けたんですけれども、その2.51%というその基準というか、そういうものはどんなことで2.51になったのか。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） こちらにつきましては、国が定める基準になっておりまして、介護保険の全国の割合に応じたものになっております。介護保険の被保険者数の割合に応じたもので、国が設定しているものになっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、これの交付金の支給額というのは今の説明だと人数によりということ、毎年率が変わってくるという認識でいいということですか。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） そのとおりでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、その基準の中で具体的に言えば、人数によりということ
は1人幾らというような基準になっているということですか。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 1人当たりというものではなくて、それは介護被保険者数全
体、甲斐市にいらっしゃる第1号被保険者、65歳以上の方と、あと全国市町村の被保険者
数の割合に応じてですので、1人当たりの単価というよりは全体の割合で設定しているもの
でございます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか所管以外の委員の質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで歳入についてを終了いたします。

そのまま続行します。よろしいですね。

次に、歳出について一括で説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、歳出の説明をさせていただきます。

歳出は、平成29年度決算参考資料ナンバー5で説明をさせていただきますけれども、決
算書は216ページから、決算審議資料は12ページからでございます。

それでは、決算参考資料の12ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、予算現額3,404万9,000
円に対しまして、支出済額は3,382万5,074円でございます。

なお、財源内訳その他は、一般会計からの繰入金でございます。

01総務管理関係職員費、支出済額3,187万4,471円は、長寿推進課介護保険係5人分の人
件費でございます。

03事務諸費、支出済額195万603円は、介護保険証、各種決定通知書の作成等の一般事務
費、通知送付の郵便料等でございます。

なお、平成28年度まで県が実施しておりました介護サービス事業所の台帳管理を平成29
年度より市において実施しておりますが、事業所台帳システム保守委託、事業所台帳システ

ム初期ライセンスは、その経費でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目連合会負担金につきましては、予算現額97万円に対しまして、支出済額は96万2,603円でございます。

なお、財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金でございます。

01連合会負担金は、給付費等の審査支払事務を委託しております国保連合会への事務共同処理手数料等に係る負担金でございます。

1 款総務費、2 項徴収費、1 目賦課徴収費の合計は、13ページ上段の合計欄をごらんください。予算現額861万1,000円に対しまして、支出済額は728万4,052円でございます。財源内訳その他は、督促手数料と一般会計からの繰入金でございます。

12ページ下段の01賦課徴収費、支出済額490万6,451円は、介護保険料お知らせパンフレット作成費ほか、保険料賦課徴収の通知作成等経費、仮算・本算定通知、督促状などの郵送料、収納データ作成委託料等の経費、徴収嘱託員が使用する公用車の燃料等の経費でございます。

13ページの02賦課徴収関係嘱託・非常勤職員等費、支出済額237万7,601円は、徴収嘱託員1名分の報酬等でございます。

1 款総務費、3 項認定調査等費、1 目認定調査等費につきましては、予算現額1,941万4,000円に対しまして、支出済額は1,706万5,776円でございます。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

01認定調査等費は、新規申請、更新申請等に係る申請者の身体等の状況を調査する非常勤職員12人の報酬、訪問調査事務経費、主治医の意見書作成手数料、認定訪問調査委託料でございます。

14ページをお願いいたします。

1 款総務費、4 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費につきましては、予算現額3,409万2,000円に対しまして、支出済額は3,041万4,193円です。財源内訳のその他は、均等割と件数割で算出をしました構成市町、中央市、昭和町の負担金及び一般会計からの繰入金でございます。

01介護認定審査会関係職員費、支出済額817万6,164円は、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置をしております介護認定審査会職員1名分の人件費でございます。

02介護認定審査会嘱託・非常勤職員等費、支出済額242万4,863円は、介護認定審査会の非常勤職員1名分の人件費でございます。

03介護認定審査会費、支出済額1,981万3,166円は、審査判定する委員20人の報酬、認定審査会事務費、認定審査会システム保守及び機器の維持管理委託料等でございます。

1款総務費、5項地域介護・福祉空間整備費等補助金、1目地域介護・福祉空間整備費等補助金につきましては、予算現額1億9,247万1,000円に対しまして、支出済額は1億9,170万9,000円でございます。

なお、財源内訳の国県支出金につきましては高齢者施設等防犯対策強化事業、こちらは先ほど申しあげました防犯カメラ、防犯灯の設置に係る補助金でございます。また、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金と施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金、こちらは双葉地区に開設をいたしました施設に係る補助金でございます。

以上、1款総務費の決算額は合計で2億8,126万698円でございます。

15ページをお願いいたします。

続いて、2款保険給付費についてご説明を申し上げます。

それでは、個々にご説明を申し上げますが、まず、財源内訳について説明をさせていただきます。

資料の財源内訳の欄をごらんください。

財源内訳の欄は、左から国県支出金、市債、その他、一般財源に区分されておりますけれども、2款の保険給付費の基本的な財源内訳の負担割合を申し上げますと、国県支出金は国の25%、県の12.5%の計37.5%、それから、その他は市の負担分12.5%と第2号被保険者、40歳から64歳の方々の保険料28%の合計40.5%、一般財源は第1号被保険者、65歳以上の方々の保険料の22%でございます。次に、平成29年度末の介護認定者数を申し上げます。要介護1から要介護5の方々の人数ですが2,061人、それから、要支援1、要支援2の方々が332人、合計で2,393人でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費は、介護度が要介護1から要介護5の方々が在宅や施設において利用した介護サービスに係る給付費用でございます。予算現額18億7,663万円に対しまして、支出済額は18億3,759万7,966円でございます。

01居宅介護サービス等給付費、支出済額18億2,533万2,211円は、ホームヘルプ、デイサービス、訪問入浴、ショートステイ等の利用に係る給付でございます。

02居宅介護福祉用具購入等費、支出済額384万26円は、特定福祉用具、これはポータブルトイレ等になりますが、こちらを購入した際の補助でございます。

03居宅介護住宅改修等費、支出済額842万5,729円は、廊下や階段等への手すり、スロープの設置や段差解消等の工事費用への補助でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目地域密着型介護サービス等給付費につきましては、予算現額8億4,886万円に対しまして、支出済額は8億3,812万6,792円でございます。

01地域密着型介護サービス等給付費は、住みなれた地域で気軽に利用できるサービスの給付費で、そちらにございますとおり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、老人福祉施設入所者生活介護でございます。

16ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費につきましては、予算現額9億4,600万円に対しまして、支出済額は9億3,212万1,989円でございます。

01施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の入所者に係る施設サービス給付費でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、4目居宅介護サービス計画等給付費につきましては、予算現額2億3,294万円に対しまして、支出済額は2億3,136万5,369円でございます。

01居宅介護サービス計画給付費は、毎月作成をいたします介護サービス計画ケアプラン作成の費用でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費につきましては、介護度が要支援1と要支援2の要支援者が在宅や施設におきまして利用した介護サービスに係る給付費用でございます。予算現額4,497万4,000円に対しまして、支出済額4,367万7,526円でございます。

01介護予防サービス等給付費、支出済額3,964万1,112円は、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等の給付費でございます。平成28年度と比較しますと3,290万円ほど減額となっておりますが、この主な要因といたしましては、要支援1、要支援2のうち訪問型サービスと通所型サービスが平成28年度から順次、介護給付費から新しい総合事業に移行していることに伴いまして、支出科目も3款の地域支援事業費へ移行しているためでございます。

02介護予防福祉用具購入等費、支出済額56万5,237円は、特定福祉用具等の購入費補助で

ございます。

03介護予防住宅改修費、支出済額347万1,177円は、廊下や階段、浴室、トイレ等への手すり及びスロープの設置、段差解消等の改修に係る給付費でございます。

17ページをお願いいたします。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、2目地域密着型介護予防サービス等給付費につきましては、予算現額380万円に対しまして、支出済額は330万238円でございます。

01地域密着型介護予防サービス等給付費は、小規模多機能型居宅介護サービス及び認知症対応型共同生活介護サービスに係る給付費でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、3目介護予防サービス計画等給付費につきましては、予算現額896万円に対しまして、支出済額は833万5,860円でございます。平成28年度と比較しますと434万円ほど減額となっておりますが、この主な要因は、先ほどの1目介護予防サービス等給付費と同様の理由によるものでございます。

01介護予防サービス計画等給付費は、要支援1、要支援2の要介護認定者に係るケアプランの作成費でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、予算現額527万5,000円に対しまして、支出済額は527万4,896円でございます。

01審査支払手数料は、介護報酬の審査に伴う国保連合会への審査支払手数料でございます。

18ページをお願いいたします。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、予算現額8,200万円に対しまして、支出済額は7,884万2,664円でございます。

01高額介護サービス費は、要介護1から要介護5までの要介護認定者が、1カ月内におきまして介護サービス利用額の1割または2割の負担額が上限を超え高額になった場合、その差額を給付する費用でございます。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、2目高額介護予防サービス費につきましては、予算現額13万5,000円に対しまして、支出済額は12万7,569円でございます。

01高額介護予防サービス費は、要支援1、要支援2の要介護支援認定者に係るもので、先ほどの給付内容と同様でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、予算現額1,292万8,000円に対しまして、支出済額は1,132万637円ござい

ます。

01高額医療合算介護サービス費は、年間で医療及び介護の負担額が基準額より多い場合に支給するものでございます。

19ページをお願いいたします。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、2目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、予算現額5万7,000円に対しまして、支出済額は5万6,194円でございます。

01高額医療合算介護予防サービス費は、要支援1、要支援2の要支援認定者に係るもので、先ほどの給付内容と同様でございます。

2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、予算現額1億6,080万円に対しまして、支出済額1億5,867万3,260円でございます。

01特定入所者介護サービス費は、低所得者層の負担軽減措置で、食費軽減と居住費軽減等に係る給付費でございます。

2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、2目特定入所者介護サービス費につきましては、予算現額9万8,000円に対しまして、支出済額は6万760円でございます。

01特定入所者支援サービス費は、要支援1、要支援2の認定者に係る食費と居住費の軽減措置の給付費でございます。

以上、2款保険給付費に係る決算合計額は41億4,888万1,720円でございます。

20ページをお願いいたします。

次に、3款地域支援事業費を説明いたします。

1項介護予防・生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、予算現額8,793万2,000円に対しまして、支出済額7,637万2,108円でございます。平成28年度と比較しますと3,745万円ほど増額になっておりますが、この主な要因としましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、平成28年度から、介護給付費のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる新しい総合事業に順次移行してございまして、これに伴い、支出科目も2款の保険給付費から移行しているものでございます。

3款地域支援事業費のうち、1項介護予防・生活支援総合事業費の財源内訳の説明をさせていただきます。

財源内訳の欄をごらんください。

財源内訳の欄は、左から国県支出金、市債、その他、一般財源に区分されておりますけれども、1項の介護予防・生活支援総合事業費の財源内訳の負担割合を申し上げますと、こちらは先ほどの2款の保険給付費と同様に、国県支出金は37.5%、その他は市負担分、それから、第2号被保険者の合計40.5%、一般財源は第1号被保険者の22%でございます。

01訪問型サービス事業、支出済額2,453万4,206円は、現行の訪問介護相当、こちらは本人が自力で行うことが困難な清掃、買い物、洗濯、調理等の家事と訪問型サービスA、こちらは食事、食材の確保、洗濯、部屋の掃除、布団干し、ごみ出し、その他日常生活上の生活支援であります。

02の通所介護サービス事業、こちらの支出済額は4,645万9,038円でございますが、こちらの現行の通所介護相当は、介護予防を目的としてデイサービスセンター等の施設で入浴、体操、レクリエーション等を行うものでございます。通所サービスAは、閉じこもりを防止するため、体操やレクリエーション、仲間づくり等の活動を行うものでございます。また、通所サービスCは、リハビリ専門職による筋力向上訓練を実施し、身体機能の改善を図るものでございます。

03生活支援サービス事業、支出済額65万9,310円は、新しい総合事業として実施しております配食サービスに係る経費でございます。対象は、要支援1、要支援2の認定を受けた人と基本チェックリストで該当になった人でございます。

なお、この新しい総合事業で配食サービスの対象とならない方につきましては、この後、ご説明を申し上げます、任意事業として実施をしております配食サービスで対応をしております。

04介護予防ケアマネジメント事業、支出済額471万9,550円は、新しい総合事業のみを利用する要支援者及び基本チェックリストで該当になった事業対象者へのケアプラン作成に係る経費でございます。平成28年度と比較しますと332万円ほど増額となっておりますけれども、この主な要因といたしましては、先ほどの説明と同様でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援総合事業費、2目一般介護予防事業費につきましては、予算現額1,563万5,000円に対しまして、支出済額1,418万9,658円でございます。

この一般介護予防事業は、65歳以上の全ての方を対象に、介護予防教室の開催や住民主体の通いの場の充実、地域の支え手の創出などの地域づくりを推進し、高齢者がいつまでも

生きがい、役割を持って生活できる地域の構築を目指した事業でございます。

個々の事業につきまして説明をいたします。

02一般介護予防事業のうち、①介護予防普及啓発事業につきましては、支出済額490万8,470円、いきいき健康体操教室につきましては、高齢者が椅子を使った運動でストレッチや筋トレ、脳トレ等を行い、介護予防を目的に行うものでございます。らくらくかんたん運動教室は、水中歩行、エクササイズを民間事業者に委託をしまして実施する事業でございます。介護予防・認知症予防教室は、いきいきサロン等に出向き、各地区公民館等で実施する転倒防止等の教室を実施する事業でございます。

②の地域介護予防活動支援事業、支出済額は568万9,142円でございますが、こちらにつきましては地域介護予防活動支援事業講師派遣でございまして、介護予防体操講師派遣事業は、3B体操の講師をいきいきサロン等に派遣するものでございます。その下の演芸ボランティア講師派遣事業につきましては、介護予防のレクリエーション講座を開催する、いきいきサロン等へ講師を派遣する事業でございます。いきいきサロン事業は、住みなれた地域で楽しく仲間づくりを行う集いの場の設立や活動への支援でございます。介護支援ボランティアは、高齢者、65歳以上の市民が介護予防施設等でボランティア活動を行うことにより、自身の健康増進や介護予防を図るとともに、活動に応じてポイントがもらえ、ためたポイントに応じて交付金を支給する事業でございます。高齢者の生きがいと健康づくり推進事業は、高齢者運動会、ウォーキング等を社会福祉協議会に委託し、実施するものでございます。この事業は、平成28年度までは22ページの2項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業・任意事業費の中の02任意事業として実施をしておりましたが、平成29年度より一般介護予防事業として実施をしております。

04一般介護予防事業嘱託・非常勤職員等費、支出済額359万2,046円は、一般介護予防事業にかかわる非常勤職員1名分の人件費でございます。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、恐れ入りますが、23ページの上段の合計の欄をごらんください。

予算現額5,230万2,000円に対しまして、支出済額は4,554万4,768円でございます。

21ページに、すみません。お戻りください。

21ページの3款地域支援事業費のうち、2項包括的支援事業・任意事業費の財源内訳の説明をさせていただきます。

財源内訳の欄をごらんください。

財源内訳の欄は、左から国県支出金、市債、その他、一般財源に区分されておりますけれども、2項の包括的支援事業・任意事業費の財源内訳の負担割合は、国県支出金は国が39%、県の19.5%の計58.5%、その他の欄は市の負担分、こちらが19.5%、それから、一般財源は第1号被保険者の保険料の22%でございます。ここにつきましては第2号被保険者、40歳から64歳の28%分は対象外となるため、この分を国が2分の1、県4分の1、市4分の1で負担をしております。ですので、先ほどの1項介護予防・生活支援総合事業費とは数値が異なってまいります。

01包括的支援事業、支出済額299万391円は、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるように、地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療、介護保険事業所等と連携を図りながら、高齢者に対する介護、福祉、権利擁護等の包括的な支援を行うものでございます。

個々の事業について説明を申し上げます。

①包括的支援事業、支出済額130万130円につきましては、地域包括支援センター運営事業は、センターの運営に係るものでございます。地域包括支援センター運営協議会は、運営協議会委員の報酬、事務費等でございます。在宅介護支援センター事業は、地域の出先相談窓口として、また、夜間休日の高齢者等からの相談対応を4カ所の在宅支援センターに委託するものでございます。ケアマネジャー支援事業につきましては、ケアマネジャーへの研修会の開催、情報提供等でございます。権利擁護支援事業につきましては、制度周知や研修会参加費用等でございます。

22ページをお願いいたします。

②在宅医療・介護連携推進事業、支出済額30万6,311円は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域、自宅で生活することができるよう、包括的、継続してきな在宅医療と介護の支援体制を構築することを目的としまして、平成29年度に立ち上げました在宅医療・介護連携推進協議会の委員報酬、多職種連携に向けました研修会、講演会等の経費でございます。

③の認知症総合支援事業、支出済額92万7,812円についてでございますが、認知症サポーター養成講座開催事業は、認知症キャラバン・メイトが講師役となり、市民を対象に認知症サポーターの養成を行う事業でございます。認知症高齢者見守り事業は、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進し、地域において認知症高齢者とその家族を見守り、支援する体制を確立するため、平成29年度に立ち上げました認知症高齢者支援ネットワーク推進会議の

委員報酬等でございます。次に、認知症初期集中支援事業につきましては、複数の専門職がチームをつくりまして、家族等の相談に乗り、認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援など、早期の支援を包括的、集中的に行う事業でございます。次に、認知症地域支援推進事業につきましては、支出済額13万7,840円でございますが、こちらは認知症カフェ運営経費、認知症ケアパス印刷製本費等でございます。

④の生活支援体制整備事業、支出済額45万6,130円は、平成29年度の新規事業でございます。この事業は、元気な高齢者を初め、地域住民が担い手として多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりの推進を目指すものでございます。平成29年度は、9月に市民を対象としました地域フォーラム、その後、ワークショップを開催し、地域の支え合いの地域展開を図ることを目的に、甲斐市ささえ合い推進会を立ち上げており、今年度はこのささえ合い推進会を中心に小学校区域ごとに支え合い、助け合いの地域づくりに取り組んでいるところでございます。

02任意事業、支出済額1,827万2,484円は、高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者、家族介護者に対し、地域の実情に応じた支援を行うための事業です。

個々の事業について説明を申し上げます。

①介護給付費等適正化事業は、介護サービス利用状況等の内容を記載した通知を送付することによりまして、利用内容の確認や介護保険事業への意識向上等を目的とした事業でございます。

②長寿あんしん事業のうち、介護相談員派遣事業は、定期的に市内の施設を訪問し、利用者の相談等に応じ、介護サービス提供施設等の体制強化と質の向上を図るための事業でございます。家族介護慰労金支給事業につきましては、要介護3以上の寝たきり高齢者等を在宅で介護している家族の方に慰労金を支給する事業でございます。介護用品支給事業は、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族の方に、介護用品等を購入するためのクーポン券を交付する事業でございます。家族介護者交流事業は、在宅で高齢者等を介護している方々の交流を図る事業でございます。高齢者緊急通報システム運用事業につきましては、ひとり暮らしの高齢者等に対しまして、緊急時に速やかに援助や支援ができるよう、24時間ボタン一つで通報することができる緊急通報システムを設置する事業でございます。配食サービス事業は、ひとり暮らし高齢者等の見守りを兼ねた夕食の配食によりまして、定期的な安否確認を行う事業でありまして、先ほど20ページで説明をいたしました生活支援サービ

ス事業の事業対象者とならない高齢者を対象に実施をしております。友愛訪問事業は、ひとり暮らしの高齢者の自宅を民生委員が訪問し、安否確認を行うとともに、乳酸菌飲料を支給する事業でございます。

なお、平成29年度まで任意事業として実施しておりました、高齢者等生きがい健康づくり推進事業は、平成29年度より一般介護予防事業として実施しております。また、高齢者自立応援事業につきましては、平成29年度より、10ページの一般会計の在宅福祉事業として実施をしているところでございます。

その他事業の成年後見制度利用支援事業は、市長申し立て等にかかわる事業でございます。23ページをお願いいたします。

03包括的支援事業関係職員費、支出済額994万656円は、地域包括支援事業に係る職員、社会福祉士2名分の人件費でございます。

04包括的支援事業嘱託・非常勤職員等費、支出済額1,190万5,369円は、地域包括支援事業にかかわる非常勤職員3人分の人件費でございます。

05任意事業嘱託・非常勤職員等費、支出済額243万5,868円は、任意事業にかかわる非常勤職員1人分の人件費でございます。

次に、3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目その他諸費につきましては、予算現額54万2,000円に対しまして、支出済額は35万9,160円でございます。

3款地域支援事業費のうち、4項のその他諸費の財源内訳は、先ほど説明をさせていただきました2款の保険給付費と同様でございます。

以上、3款地域支援事業費にかかわる決算合計額は1億3,646万5,694円でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備基金積立金につきましては、予算現額5,057万7,000円に対しまして、支出済額も5,057万7,000円でございます。

01給付準備基金積立金は、介護保険の財政安定化を図るための積み立てでございます。

24ページをお願いいたします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、予算現額70万円に対しまして、支出済額58万2,945円でございます。

01第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者の転出、死亡等による過年度の保険料の還付でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目第1号被保険者還付加算金につきましては、予算現額1,000円に対しまして、支出はございませんでした。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目国庫支出金等償還金につきましては、予算現額4,501万2,000円に対しまして、支出済額4,501万775円でございます。

01国庫支出金等償還金は、国庫支出金等を決算見込み額で算出をしているため、給付額の確定後の翌年度に精算をし、返還する場合の費用でございます。

25ページをお願いいたします。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、予算現額1,802万3,000円に対しまして、支出済額は1,802万2,488円でございます。

01一般会計繰出金は、給付額確定後の翌年度に精算をして返還する場合の費用でございます。

以上、歳出決算合計は46億8,080万1,320円でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明の一括の説明が終わりましたが、12時を過ぎました。

所管の委員の質疑、それから、所管以外の質疑等々は午後に回したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 午後の再開は1時15分にしたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） では、一旦中断させていただきます。

午後の会議は1時15分再開とさせていただきます。よろしく願いいたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時14分

○委員長（五味武彦君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、山本委員につきましては遅刻する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

それでは、休憩前に歳出の説明が既に終わっております。

これにより説明に対して質疑を行いたいと思います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

前もって、ページ数多いので、ページ数を必ず言ってください。お願いします。

○委員（谷口和男君） 特定しづらいんですけれども、18ページあたりから特別養護老人ホームの話が歳入のところに出ていたんですけれども、今、甲斐市で特別養護老人ホームに入りたいという方の人数と、あとそういう特別養護老人ホーム、めぐみ荘以外に計画されているかということで、甲斐市でも当然高齢化が進んで需要が大きくなるのと、介護のための離職というのもふえてくるかと思しますので、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 特別養護老人ホームにつきましてですけれども、入所申込者数でございますが、こちらが3月31日現在で338人ございます。昨年と比べて5.7%ぐらい増加しております。

あと介護離職……

○委員（谷口和男君） いえ、介護離職は数字わからないでしょう。わかりますか。

○介護保険係長（赤松 圭君） その点につきましては、各事業所さんのほうで管理されていることございまして、こちらのほうでそういった報告、上げていただいておりますので、把握しておりません。

○委員長（五味武彦君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで、特別養護老人ホームに入所するの、甲斐市民が入所するとすると、甲斐市がつくるとか、あるいは県の補助でつくるところになると思うんですが、甲斐市で特別養護老人ホーム、つくる計画とかそういうのはございますでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 老人の施設につきましては、介護保険事業計画のほうで計画をする中で、計画的に設置をするわけなんですけれども、平成30年度から32年度、今年度から3年間の第7期の介護保険事業計画では建設をする予定はございません。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 3年間は特別養護老人ホームはつくる計画はないということで理解していいんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

○委員長（五味武彦君） 続いて、どうぞ。

○委員（谷口和男君） ちょっと質問を変えさせていただいて、22ページですね。認知症サポーター養成講座、29年度で何名ぐらいの方が受講されたかということ、一つずつですね。

○委員長（五味武彦君） まず1つ。じゃ、認知症サポーターの件で。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 平成29年度の講座数は22講座を開設しまして、1,082名の方に受講していただいております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） もう一つですけれども、認知症初期集中支援事業というものの、この内容というのを教えていただきたいんですが。

○委員長（五味武彦君） 藤原係長。

マイクをお願いしますね。

○介護予防推進係長（藤原布美君） すみません。認知症初期集中支援事業ですけれども、こちらのほうは認知症を疑われる方、あるいは認知症の方のところにご家族などからのご相談から、そういった方々のところに専門職、医療職と介護職がペアになりまして訪問をさせていただいて、アセスメントをしたりとか、あと早期の受診とかサービスに結びつけるための集中的なサービスを行うものになります。

以上です。

○委員（谷口和男君） 結構です。

○委員長（五味武彦君） いいですか。

○委員（谷口和男君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほかに所管の委員。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 21ページの介護予防のところ、02で3つ教室がありますけれども、教室の数はわかる、大体これで何人ぐらい、何人、人数、この教室、参加したみたいなのがわかったら教えてください。

○委員長（五味武彦君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） お答えいたします。

3つ教室がありますが、いきいき健康体操教室のほうは15教室で、延べ参加人数が2,799

名、それから、らくらくかんたん運動教室のほうがやはり延べの人数で2,385名、それから、介護予防教室、それから、認知症予防教室につきましては、介護予防教室のほうが延べ参加人数が161名、認知症のほうが30名になります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 介護支援のボランティア事業というのがありますよね、ボランティア事業をやっている事業所があるわけですよね。ここは差し支えなければ名前を教えてください。だめであれば何か所なのか。

○委員長（五味武彦君） 早川係長。

○長寿あんしん係長（早川要子君） お答えします。

30施設で行っております。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 30というのはたくさんやって、いろいろな協力してくれる事業所があつてよかったなと思いますので、これも非常に高齢者の生きがいに非常に役に立ちますので、ぜひやっていただきたい、充実させていただきたいと思いますが、この介護予防の02のこのいろいろな事業がありますよね。延べでいくとかなりの人数になるんですが、65歳以上の対象者に対して何割ぐらいがこれに参加しているという見通しというか、そんなふうに認識しているかちょっと係のほうではどんなふうに認識していますか。

○委員長（五味武彦君） 65歳以上。

○委員（保坂芳子君） いいですか、じゃ、もうちょっと今のに。

○委員長（五味武彦君） じゃ、続いて。

○委員（保坂芳子君） 要するに、これ参加している人数がどのぐらいかというのは、大体その65歳以上の人に対してどのぐらい周知しているか。そして、何割ぐらいの人が実際にこの介護予防についてやっているのかということなんですよね。だから、そこをちょっとやはり把握しておくことは大事かなと思うんです。もし今、数字がわからなければ、また教えていただければいいんですけれども、周知方法も、例えば60過ぎても65過ぎても、私はもう高齢者じゃないんだわと思っている人は、全然こういうところに目が向かないんですよね。だけれども、やはりそうじゃなくて、やはりその年代になったらなったようにちゃんとみんなに考えたほうがいいですよということは周知していくことはすごく大事なので、広報でもしっかりと行っていただきたいなと思うんですが、その辺はどんなふうに考えていますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） こちらの教室につきましては、年度初めにいきいきサロンの代表者会議ですとか、老人クラブの総会ですとか、そういったところ辺で周知をさせていただいております。また、65歳以上の方全員というふうな考え方もあるわけですが、現在、元気な方がいらっしやいまして、ご自分でゴルフをしたりだとか、ハイキングをしたりだとか、仲間でされている方がそういったものに取り組んでいただければ健康寿命が延びると考えております。そうでなくて、例えばご自分でどうしていいかわからないとかというふうな方につきましては、そういった方々にPRをしながら、市の事業に参加をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それもそうで、大体そんな感じになるかなと思うんですが、ただ、やはり介護予防の教室に行くのは本当に限られている。そして、いきいきサロンに行く人も限られている。だから、やはりみんなにわかるように、もう筋トレって、こんなふうになると筋肉ってつきますよとか、そういうのを全市民的にやはり取り組めるような健康寿命を延ばすためのものというのを、市民全体が考えるような感じで持っていったほうが高齢社会っていいかなと私は思うので、もう50代ぐらいから、その介護ということ介護にならないということを考えながら、こういったことに取り組むというのは、また自分の好きなスポーツをするということと、またちょっと違って、介護にならないためにはこうするんですよみたいなもの、専門的なものでやっていくということも大事だという話を私ちょっと専門家に聞いたんですが、そういう観点なんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 見解。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） ありがとうございます。

長寿推進課では、高齢者ということで65歳以上の方を対象に、こういった策を行っているわけですが、それ以外に若い方については健康増進課が所管をしております、健康づくりをしておりますので、両課のほうで協議をしながら事業を展開をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 自分の実体験で言っているわけなんです、その年齢になっても大丈夫

夫みたいに、どうしても思いたいわけですね。だけれども、そうじゃないということでは、やはりそういったことを見越して、また65歳以上の方に対して、もっと全体の65歳以上の人、これからふえてきますので、お願いしたいということです。

続けていいですか。

○委員長（五味武彦君） はい、どうぞ。

○委員（保坂芳子君） すみません。22ページの先ほど認知症の話が出ましたけれども、いろいろな事業が新しくできて、始まっていると思うんですけれども、中でもいろいろさっき説明聞いている中で、やはり本人もそうなんだけれども、家族の支援という話がいっぱい出てきていますけれども、本当に認知症の家族の方に支援、その人に特化したじゃないですけれども、本当にその家族のみんなとの相談事業というのは、やっているというふうに思っていますかね、この中で。私ちょっといろいろ聞きたいんですけれども、そのところはどうか。

○委員長（五味武彦君） 当局の答弁は。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 委員さんがおっしゃるとおり、認知症の方は年々ふえてきておまして、相談も大変年々ふえてきております。中でも地域にいらっしゃる民生委員さんとか、そういった方々からご近所の高齢者の方がちょっと様子がおかしいので、相談に乗ってほしいというようなこともありまして、先ほどお話しありました初期集中支援チームが、認知症、ご本人さんもご家族さんも認知症というあんまり認識はないんですけども、専門職から見ると認知症の疑いがあるというような方につきましては、相談等に乗る中で、また、認知症の専門の先生にもアドバイザーとして入ってきていただいておりますので、そういった方にもアドバイスを受ける中で、早く医療ですとか介護に結びつけるような体制をとっているわけなんですけれども、ただ、委員さんがおっしゃるとおり全員の認知症の方に対して、そういったアプローチができているかどうかというのは、ちょっとそこまではいっていないかとは思いますが、ただ、認知症の方々がふえているということは、いろいろな認知症サポーター養成講座ですとか、そういった講座を開催する中で、市民の方に周知をしていく中で、そういった方を1人でも多くサービスのほうにつなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 一生懸命やっていただいていることはよくわかるんですが、結構家族

が家族に、例えば夫が妻の認知症に対して連れていくということがすごく大変、その先の病院とかそういうところに連れていくのが大変だということで、すごく苦しんでいるというか悩んでいて、家族のほうに病気がなってしまうというのを何件も見ているんですけども、ずっと認知症のことを携わってやってきたのに、自分の家族のことですごく悩んでいるという人もいっぱいいるんですよ、本当に。だから、そういうところへの支援というのを、この事業だとどこ、見守りですか、どこでやっていただいているんですかね、今は、集中支援ですか。

○委員長（五味武彦君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） そうですね、今の認知症の方、特に自覚のない方を受診に連れていくというのは非常に確かに大変で、そういったご相談を包括支援センターとしても受けることはありますけれども、そういった方、受診困難な方とかサービスに結びつかない方を、そういったところに結びつけていくというのが、この認知症の初期集中支援事業になります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、30年度以降の充実を本当に期待したいと思います。

最後に、1つだけすみません。

○委員長（五味武彦君） はい、どうぞ。

○委員（保坂芳子君） 02のこの家族介護慰労金支給事業だと思うんですけども、要介護3以上の寝たきりの方の家族にという、この介護用品の支給事業なんかも、家族のあれに対してということだと思うんですけども、ちょっとこの間、うちで、うちにいる場合で家族が介護している場合は、この条件だと例えばおむつがもらえたのに、施設に入ったら、おむつの支給がなくなるということを聞いたんですが、ちょっとほかの自治体で、いや、それは本人に支給されるものだから、そういうことはないという話を聞いたんですよ。だから、根本的にやっぱりこの家族と言っても、おむつ使うのは本人だから、やはり本人に対してのこれはあれなんじゃないかなと思う。その辺の考え方で、例えば同じ介護度だったら、施設に入ってもそれを支給されていいんじゃないかなと思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 委員さんがおっしゃられることもわかるんですが、ただ、こ

ちら今、介護保険の特別会計事業として実施をしております、この中には国の交付金、それから、県の交付金も入って、この事業を行っているわけですが、その中にはいろいろな縛りがございまして、この中の事業としてやるためには、やはりご家族に支給をする、要介護3以上であるということが条件になります。もし、ほかの自治体でやっているとすれば、それはここの介護保険の特別会計ではなくて、一般会計の中で市民の皆さんの税金を使って、全額を使ってそういった事業をしているのではないかなというふうにはちょっと思いますが、ですので、今、甲斐市としてやっているのは、この特別会計の中で事業を実施しているということでございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） わかります、それはよく。ただ、本人にしてみると、やはりちょっと納得いかないという感じで言ってきたので、もし、そうならばそういう財源のあれを変えていただいてやることはできないかどうか検討をお願いしたいと思います。要望で結構です。

○委員長（五味武彦君） 要望にします。

ほか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません。先ほどの谷口委員の一番最初の質問の特養の今、申込人数が338と言ったんですけれども、これは何の申し込みということですか。

○委員長（五味武彦君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） こちらは申し込みで、実際はまだ入所待ちの方の人数という扱いです。

○委員長（五味武彦君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 現状、じゃ、特養に入れるキャパ数って幾つなんですか。

○委員長（五味武彦君） キャパ、特養のキャパを聞いています。

赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 特別養護老人ホーム、それぞれ人員の定員が決まっておりますけれども、そちらが特別養護老人ホームが都道府県のほうの指導、監督の範疇になりまして、甲斐市の施設は把握はしているんですけれども、その基準を満たしているか、その定員に関してはこちらのほうで把握していない状況です。

○委員（横山洋介君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） じゃ、質問を変えます。

じゃ、今、市内で利用されている方、市内に何人入っていて、市外に何人入っているかってわかりますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお知らせいたします。

○委員長（五味武彦君） ほかに所管の委員の質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、所管外、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。ございますか。

清水和弘委員。

○委員（清水和弘君） 1つ確認をさせていただきたいんですけども、21ページ、地域介護支援活動事業について、先ほど対象が65歳以上というふうに聞いていますけれども、いきいきサロン事業については最近、世代間交流ということで年代をあんまり意識しないというふうに聞いている部分があるんですけども、その辺の確認をさせてください。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 委員さんおっしゃられるとおりで、基本的には65歳以上の方に参加をしていただくわけなんですけど、そのいきいきサロンを運営していく上で、もっと若い方にも一緒に入っていていただけて活発な活動をしていただきたいということで、先ほど65歳以上というふうに申し上げましたけれども、実際に活動している方の中には、それよりも若い方もご協力をいただいている状態でございます。

○委員（清水和弘君） ありがとうございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

○委員（清水和弘君） はい。

○委員長（五味武彦君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） すみません。ちょっとその関連で、今、いきいきサロン事業、59地区ということになってるんですけども、これ年々少しずつ自治会ふえている傾向があるんですか。どうなんですか。

○委員長（五味武彦君） 早川係長。

○長寿あんしん係長（早川要子君） はい、年々ふえております。

○委員長（五味武彦君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。

ある地区に行ったら、なかなかその中心的になっていただける方がなかなかいなくて、その組織をつくるになかなか苦勞しているところが結構あるみたいなんでね、何か私もこうして入りたいんだけど、なかなか自分が中心になってもできないけれども、誰か中心になっていただければありがたいなという声もよく聞くんだけど、その辺の対応とかそういうものは何かしているんですか。

○委員長（五味武彦君） 早川係長。

○長寿あんしん係長（早川要子君） いきいきサロンの活動の支援や立ち上げにつきましては、市の社会福祉協議会に委託をお願いしているところですが、いきいきサロンの活動の支援ということで社会福祉協議会と共同でパンフレットのほうも作成いたしまして、活動の支援につなげるような取り組みを行っております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これ要望で結構なんですけれども、今、年々ふえているということで、当然こういったものが地域で出していけば、ある程度みんな健康で長生きできるようないろいろな教室、先ほど3B体操とかいろいろやっていると課長のほうから報告があったんですけど、そういったものを十分、やはりせっかくこういう事業として取り組んでいるんで、社協とも連絡とりながら、できるだけ多くの自治会というか自治体でこういったものを開けるように、今後も努めて、鋭意努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長（五味武彦君） 以上ですね。

ほかありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで歳出についてを終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました認定第4号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 日本共産党甲斐市議団、谷口和男です。

平成29年度甲斐市介護保険特別会計決算認定の反対討論を行います。

30年度の利用料において軽減を図るなど、一定の成果が見られますが、まだ甲斐市の介護保険は介護を十分保障するものにはなっていないと考えます。

まず、介護の現状です。全国では、特別養護老人ホームの待機者は36万人、甲斐市では393人で増加傾向にあると伺いました。介護離職者は全国では年間10万人、介護職員は慢性的に不足しております。介護をめぐる時代は、ますます深刻になっています。

政府は、介護保険のサービスを自治体に負わせ、要支援1・2を介護報酬の低い自治体の総合支援事業に移行させました。それにより、介護事業者の撤退も相次いでおります。介護保険料も、平成30年度の改定では介護保険が始まった2000年度から第1期平均月額の2倍以上になりました。国の負担の割合の引き上げを求めます。利用料については、当初の1割負担から所得により2割負担、3割負担も導入され、自己負担もふえ、やむなく利用を制限する方もふえています。

甲斐市の29年度の現状を見ますと、第1に、歳出における基金積立金が5,057万7,000円となり、基金も4億円を超えています。30年度の改定でも据え置きが可能であるにもかかわらず、引き上げられてしまいました。

第2に、利用料の問題です。保険料の滞納者に対し、介護認定を受ける前10年間において保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間がある場合は、期間に応じて保険給付率を6割または7割に引き下げる措置を講じています。その中には生活困窮者も含まれています。ペナルティーの安易な実施はやめるべきです。利用料の自己負担軽減策としても、千葉県船橋市のように、より幅広い軽減策をとっている自治体もあります。

第3に、特別養護老人ホームの問題です。国の在宅介護へのシフトもあり、特養老人ホームへの入所条件が改悪され、原則要介護3以上とされましたが、それでも待機者がふえております。特養ホームの増設を求めます。

以上の点から、平成29年度甲斐市介護保険特別会計決算認定に反対をいたします。

○委員長（五味武彦君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ほかに討論ありますか。

ないですね。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○委員長（五味武彦君） 起立多数です。ありがとうございました。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第4号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

続きます。

次に、認定第5号 平成29年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、決算書の235ページをお開きください。235ページをお願いいたします。

予算現額1,030万2,000円、歳入額1,066万8,725円、歳出額960万2,831円、実質的な収支額106万5,894円は、平成30年度に繰り越すものでございます。

決算書の240ページ、241ページをお願いいたします。

歳入は、事項別明細書でご説明させていただきます。

市では、地域包括支援センターを直営で運営しておりまして、居宅介護予防支援事業所の指定を受けております。このため、介護保険特別会計とは別に介護サービス特別会計を設置をいたしまして、要支援1、要支援2の方々のケアプランの作成業務等を行っているところでございます。

それでは、説明させていただきます。

1 款 サービス収入、1 項 予防給付費収入、1 目 予防給付費収入、1 節 居宅支援サービス計

画費収入につきましては、収入済額849万3,200円は、介護保険の要介護認定者のうち、要支援1、要支援2の方々のケアプラン作成業務に係る国保連合会からの収入でございます。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金、収入済額116万1,000円は、この業務にかかわります人件費の一部を一般会計から繰り入れているものでございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、収入済額101万3,525円につきましては、平成28年度の決算に伴う繰越金でございます。

4款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、1節預金利子につきましては、預金利子の収入済額1,000円でございます。

4款諸収入、2項雑入、1項雑入、1節雑入はございませんでした。

以上、歳入合計1,066万8,725円でございます。

次に、歳出を説明いたします。

歳出につきましては、平成29年度決算参考資料で説明をさせていただきますが、決算書につきましては242ページからとなります。

それでは、決算参考資料の26ページをお開きいただきたいと思います。26ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、予算現額404万3,000円に対しまして、支出済額397万2,006円でございます。財源内訳その他は、居宅支援サービス計画費収入及び職員給与費等繰入金でございます。

02総務管理関係嘱託・非常勤職員等費、支出済額389万4,728円は、一般職非常勤職員1名分の人件費でございます。

03事務諸費、支出済額7万7,278円は、各種通知等に係る事務費でございます。

2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業につきましては、予算現額524万4,000円に対しまして、支出済額は461万7,300円です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び預金利子でございます。

01居宅介護支援事業は、要支援1と要支援2の要支援認定者のケアプラン作成を他の事業所に委託した費用でございます。

27ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金、1目償還金につきましては、給付費の誤り等があった場合に返還する費用ですが、支出はございませんでした。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、一般会計からの繰入金を精算し、翌年度に返還する費用でございます。予算現額101万4,000円に対しまして、支出済額101万3,525円です。財源内訳の一般財源は繰越金でございます。

以上、歳出の決算額は960万2,831円でございます。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） このケアプランの作成費用なんですが、1件当たり幾らなんですか。

○委員長（五味武彦君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） お答えいたします。

費用につきまして、初回のものにつきましては7,300円、それから、2回目以降のものにつきましては4,300円でございます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） もうよろしいですか。

そのほか所管の委員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、所管以外の委員の質疑に入りたいと思います。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第5号 平成29年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第5号 平成29年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時50分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、認定第6号 平成29年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） お疲れさまでございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、市民活動支援課で所管しております住宅新築資金等貸付事業特別会計の平成29年度決算の内容につきましてご説明させていただきます。

参考資料は16ページであります。歳出だけの資料となっておりますので、決算書で説明をさせていただきたいと思います。

決算書の245ページ、歳入歳出決算総括表から説明させていただきます。

予算現額92万9,000円に対しまして、歳入は116万7,936円、歳出が91万9,979円で、差し引き額の24万7,957円が平成30年度への繰り越しとなります。この事業は、国の地域改善対

策特別措置法、旧の同和対策特別措置法により国の政策として実施された事業であります。貸し付けは昭和55年から始まりして、平成10年の貸し付けが最後となっております。現在は貸付者からの償還処理と貸し付けの財源とした県からの借入金の償還が主な内容となっております。

なお、当初からの全貸付者数は33人ありますが、20人は完済しております。平成28年度以降の償還者は13人となっております。また、県への借入残高につきましては、平成29年度末で551万1,137円、これを平成35年度に完済する予定となっております。

それでは、引き続き、具体的な内容につきまして歳入からご説明をさせていただきます。

250ページ、251ページの決算事項別明細書、歳入をお願いします。

説明につきましては、251ページ中ほどの列、収入済額欄でご説明をいたします。

まず、第1款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金につきましては、既に説明をさせていただきました一般会計からの繰入金であります。平成29年度繰り入れ処理は不要でありましたので、ゼロ円となっております。これは、貸付金の償還の確保が困難であった場合に、一般会計から繰り入れるためのものとなっております。

次に、第2款第1項第1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金19万9,258円でございます。

次に、第3款諸収入、第1項貸付金元利収入のうち、第1目住宅新築資金貸付金元利収入であります。予算現額57万円に対しまして、収入済額が72万2,926円でありました。

なお、左隣の調定額8,503万9,497円につきましては、現年度分償還金60万1,944円と平成28年度末の収入未済額8,443万7,553円の合計額となっております。

次に、第2目住宅取得資金貸付金元利収入につきましては、予算現額15万7,000円のところ、収入済額が24万4,752円でありました。調定額4,813万547円につきましては、新築資金同様、現年度分の償還金46万1,376円と28年度末収入未済額4,766万9,171円の合計となっております。この収入未済額につきましては、戸別訪問をし、納付をお願いしておりますが、債務者の高齢化や収入減などの理由により、なかなか思うような成果につながらない状況となっております。今後も引き続き、一層の努力をしてまいります。

次に、第2項第1目預金利子につきましては、普通預金の利子で1,000円となっております。

第3項第1目の延滞金につきましては、収入はございませんでした。

最下段の歳入合計につきましては、予算現額92万9,000円に対しまして、収入済額116万

7,936円でありまして、最下段の調定額合計1億3,337万302円から差し引いた残額が、収入未済額1億3,220万2,366円となり、これが平成29年度末の未納額であります。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

事項別明細書252、253ページをお願いします。これも253ページ左側の支出済額でご説明をさせていただきます。

まず、第1款第1項事務費、第1目住宅新築資金等貸付事業事務費につきましては、貸付者への償還通知や督促などに伴う郵便料であります。支出済額は1,455円でありました。

次に、第2款第1項公債費のうち第1目元金につきましては、支出済額72万1,952円ありますが、住宅新築資金、宅地取得資金の貸付金の原資といたしました起債借入先でありませぬ山梨県への当年度の償還元金でございます。

次に、第2目利子につきましては、支出済額19万6,572円となっております。起債償還額の利子分でございます。これにより歳出合計が91万9,979円となっております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は総務教育常任委員会です。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、次に所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第6号 平成29年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第6号 平成29年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

次に、認定第11号 平成29年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、環境課より合併浄化槽事業特別会計の決算につきましてご説明させていただきます。

決算書の309ページをよろしくお願いしたいと思います。

まず、決算総括表であります。歳入額については2,267万3,234円で、歳出額につきましては2,266万3,891円と、差し引き9,343円を平成30年度に繰り越すものであります。

合併浄化槽事業の概要であります。平成20年度から地域再生交付金の汚水処理施設整備交付金を活用し、下水道の計画区域外の地域につきまして、市が主体となって、対象地域内の希望者に対しまして合併浄化槽を設置するものであります。事業当初は下水道課において事業を所管しておりましたが、機構改革や業務の見直しにより、平成23年度から環境課が所管しております。合併浄化槽整備事業の対象地域につきましては、敷島地区の清川、睦沢、吉沢、大久保と牛匂、天狗沢の一部、双葉地区の米沢、笠石、菖蒲沢、新田の4地区でありまして、合計10地区であります。平成29年度末における、市が管理する合併浄化槽の総数であります。市が設置したものが200基、個人が設置し、本市に移譲されたものが38基、合計238基となっている状況であります。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

決算書の314ページ、315ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目合併浄化槽分担金は、現年調定額115万6,800円に対し、収入済額113万6,000円と2万800円の収入未済額が生じたところであります。また、その下段の過年度分におきましても、調定額1万5,600円に対しまして、収入済額はゼロ円と、全額収入未済額となっております。これらの収入未済額の具体的内容であります。未納者は1名、現年は4期分、過年は3期分であり、平成28年度から分担金の賦課が始まったものであります。未納者本人とは繰り返し面談、交渉を行い、納付について督促しているところでありますが、自宅の建設資金不足により工事が中断しており、現在、未完成のまま放置されている状況であります。合併浄化槽の設置工事は完了し、稼働できる状態であるため、分担金納付義務は生じますが、使用自体はしていないため、使用料は発生しておりません。滞納者の事情は察するところでありますが、分担金の賦課は平成32年度までであることから、引き続き、定期的な面談を行う中で期間内での納付に努めてまいりたいと考えております。分担金の納付対象者は、平成28年度中に合併浄化槽を整備した10件と、それ以前に整備した5件の計15件であります。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項使用料につきましては、現年、過年度を含め、調定額509万7,168円に対し、収入済額は同額と、収入未済額がなく、徴収率は100%であります。使用料の納付対象者は225件であり、平成29年度中に合併浄化槽を整備し、使用を開始した方も含まれております。

次に、2 項手数料、1 目手数料につきましては、排水設備確認検査手数料として、1 件2,000円、9 戸分で1 万8,000円、督促手数料が18件、1 件100円で1,800円であり、合計1 万9,800円で、収入未済額はありませんでした。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目汚水処理施設整備交付金につきましては、収入済額226万円で、設置工事費10基分の補助対象経費のおおむね3分の1の補助金であります。

4 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金1,025万5,000円につきましては、一般会計からの繰入金であり、繰入金の内訳といたしましては、備考欄に記載しているとおり、事務費等が457万5,000円、建設改良費が295万円、公債費が273万円であります。

316ページ、317ページをお願いいたします。

次に、5 款1 項1 目繰越金は、前年度からの繰越金で10万5,266円であります。

6 款1 項1 目諸収入についてはありませんでした。

7 款1 項1 目合併浄化槽事業債380万円につきましては、この事業の財源措置として決められております、補助対象事業費の30分の17についての起債であります。

以上が歳入であります。

続きまして、歳出につきましてご説明させていただきます。

歳出につきましては、ナンバー4の参考資料を中心にご説明をさせていただきます。

なお、決算書につきましては318、319ページになります。

それでは、ナンバー4の参考資料17ページをお願いいたします。

最初に、財源内訳を総括的にご説明させていただきます。

まず、国県支出金、市債につきましては、先ほど歳入でご説明したとおりであります。その他財源ですが、全て一般会計からの繰入金であり、また、一般財源につきましては、歳入の分担金、使用料及び手数料、繰越金となっております。

それでは、順次、事業ごとにご説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理費につきましては、1件当たり7万円を補助する水洗便所改造補助金の科目であります。平成29年度につきましては、2件分の予算を措置したところ、支出はありませんでした。

次に、ナンバー02合併浄化槽分担金徴収費につきましては、分担金前納報奨金と郵便料で、分担金前納報奨金19万5,940円は、5年一括の12件分と1年一括の2件分の合計14件分の報奨金であります。また、郵便料は、分担金納付書の発送にかかわるものであります。

次に、ナンバー03合併浄化槽使用料徴収費であります。合併浄化槽の負担金及び使用料に対しまして、平成27年度より口座振替制度を導入したところであります。このため、窓あき封筒等の印刷のための印刷製本費として1万9,440円、合併浄化槽事業に加入している全ての方225世帯に関する納付書等の送付の郵便料として2万4,626円、また、口座振替手数料としまして8,621円であります。

次に、2款事業費、1項事業費、1目合併浄化槽事業費、ナンバー01合併浄化槽整備事業につきましては、消耗品が4,984円、合併浄化槽設置のための9基分の設計委託料、郵便料としまして261万6,270円、また、10基分の合併浄化槽設置工事としまして752万40円あります。設計委託件数と工事件数が1件異なっておりますが、この1件につきましては、平成28年度に設計、29年度に工事着手となっているところであります。

なお、工事の内訳といたしましては、5人槽が7基、7人槽が3基で、10人槽以上はありませんでした。

18ページをお願いいたします。

次に、ナンバー02合併浄化槽維持管理事業費であります。ブロー等故障による21

件分の修繕費として58万9,680円、郵便料として750円、法定検査手数料、合併浄化槽清掃料といたしまして596万7,200円、保守点検料として298万4,007円であります。

次に、3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、平成22年度から平成23年度までに借入れをいたしました起債4本分の元利償還分で、160万7,584円であります。

19ページをお願いいたします。

3款公債費、1項公債費、2目利子ですが、平成20年度から平成28年度までに借入れをいたしました起債9本分の利子償還分で、112万1,551円であります。

なお、起債の償還期間ですが、5年据え置きの後、25年間の償還となっております。

最後に、予備費であります。支出はございませんでした。

以上で合併浄化槽事業特別会計のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は厚生環境常任委員会です。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、次に所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第11号 平成29年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第11号 平成29年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩をとりたいと思います。10分ちょっと、25分再開です。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、認定第8号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。それでは、引き続き、よろしくお願いたします。

それでは、下水道課が担当いたします地域し尿処理施設特別会計の決算につきましてご説明申し上げます。

決算書と決算参考資料ナンバー8、指定管理者導入施設の実績をお願いいたします。

初めに、事業の概要につきまして、ご説明申し上げます。

この会計では、主に敷島地区にあります敷島台団地及び松島団地の下水道処理施設の維持管理を目的とした保守点検などの維持管理や保険料などの経費となっております。

なお、双葉登美団地につきましては、地元自治会において全て維持管理を行っているため、市からの指定管理料の支出はございません。

次に、施設の概要でありますけれども、敷島台団地につきましては昭和47年に竣工いたしまして、想定処理人槽2,300人槽で、使用戸数につきましては331戸であります。松島団

地につきましては昭和56年に竣工いたしまして、想定処理人槽が1,380人槽で、使用戸数につきましては266戸であります。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書269ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございますけれども、予算現額1,692万円に対しまして、歳入額1,391万879円でありまして、歳出額1,340万5,628円となっております。歳入歳出差引額につきましては50万5,251円であります。

それでは、最初に、決算書の274、275ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書でありますけれども、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料、第1節地域し尿処理施設使用料につきましては、収入済額1,333万3,770円となっております。内容につきましては、敷島台団地331戸及び松島団地の266戸の使用料となっております。

次に、第2款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、第1節利子及び配当金につきましては、収入済額5万2,000円となっております。

次に、第3款繰入金でありますけれども、平成29年度につきましては、繰入金はございませんでした。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金につきましては、収入済額52万4,109円あります。

次に、第5款諸収入、第1項貯金利子、第1目貯金利子、第1節貯金利子につきましては、収入済額1,000円でございます。

次に、一番下の段となりますけれども、雑入につきましては、収入はございませんでした。

決算書の270、271ページに戻っていただきまして、収入合計の収入済額は1,391万879円となっております。

続きまして、歳出でございます。

決算書の278、279をお願いいたします。

決算参考資料につきましては11ページをお願いいたします。

第1款衛生費、第1項地域し尿処理施設費、第1目地域し尿処理施設維持費、01地域し尿処理関係職員費でありますけれども、支出済額449万2,839円となっております。財源内訳につきましては、全て一般財源であります。内容につきましては、下水道課職員1名分の人件費であります。

その下、02地域し尿処理維持費であります。支出済額885万9,789円が一般財源となっておりまして、その他といたしまして1,000円が貯金利子であります。内容につきましては、松島団地、敷島台団地2カ所の光熱水費、保守点検委託料などがあります。保守点検委託料につきましては、松島団地が株式会社クリーン環境センター、敷島台団地が山梨水処理技研株式会社でございます。点検内容といたしましては、各処理機材及び各沈殿槽、また、ブロワーポンプなどの定期点検を月4回、放流水の水質検査を年に4回実施しております。

次に、第2款諸支出金、第1項基金積立金、第1目地域し尿処理施設基金積立金、01地域し尿処理施設基金積立金であります。支出済額5万2,000円で、財源内訳につきましてはその他といたしまして基金積立金であります。

次のページをお願いいたします。

第3款予備費、第1項予備費、第1目予備費、01予備費につきましては、支出はございませんでした。

決算書281ページをお願いいたします。

ここで、財産に関する調書のご説明を申し上げます。地域し尿処理施設基金であります。29年度に5万2,000円の積み立てをいたしまして、平成29年度末の現在高といたしまして3,751万2,000円となっております。

最後になりますけれども、別添資料、指定管理者導入施設の実績についての18、19ページをお願いいたします。

施設名が双葉登美団地地域し尿処理場であります。

指定管理及び施設の概要でありますけれども、まず、管理者名が双葉登美団地汚水処理施設管理組合でございます。指定期間が平成18年4月1日から始まり、平成28年3月末に更新をいたしました。現在は平成33年3月31日までとなっております。建設年月日でありませけれども、昭和63年3月で、30年経過しております。対象人員が800人槽の浄化槽となっており、利用状況であります。加入者世帯数が166世帯、市からの指定管理料の支出はございません。

次のページをお願いいたします。

平成29年度の収支決算の状況でありますけれども、収入の部の主なものといたしまして使用料収入でありまして、収入合計が1,226万7,790円あります。支出の主な内容といたしましては、修繕費、委託料、光熱水費でありまして、支出済額の合計は389万5,397円あります。収入済額から支出済額を差し引いた差引残高につきましては837万2,393円で、

翌年度へ繰越金となります。運営につきましては、166世帯の使用料月額3,500円で運営している状況であります。

以上で地域し尿処理施設特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は建設経済常任委員会です。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 松島団地の処理場のあそこに今、建屋があって、処理施設があって、木があったりとか草がうんとふえたりとかしているんだけど、あそのそういった部分の管理って誰がどういうふうにやっているの。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 松島団地の地域し尿施設の管理になりますが、決算事業のこちらのほうで保守点検の委託ということで、松島団地につきましてはクリーン環境センターが年間284万円ということで維持管理のほうを行ってしまして、その中に清掃ですとか木の伐採等も入っておりますので、そちらのほうに委託している状況であります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そのほら例えば地域の木がいっぱい生えちゃって困るというふうなことは、どこへ、所管に言えばいいの。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） はい、甲斐市の下水道課のほうに言っていただければ、すぐ委託業者のほうに連絡して対応させていただくようにいたします。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、その委託のそれはいいんだけど、下水道課のほうでそういった見守りとか点検、視察とか、そういう現地を見るというようなことはあるの、皆さんが。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 委託業者からは毎月1回、点検の報告が回ってしまして、

現に木の伐採をしてくれという要望も住民の方から直接下水道課のほうにもありまして、その際には、どこの木が邪魔になって、枝がどこがだめだということは現地のほうにすぐ行って、確認してから委託業者のほうにも連絡して対応するようにしておりますので、毎月決まったときに行くということではありませんが、定期的には、現場に出た際にはその周りを見るということで職員のほうも対応しておるようにしております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、歩道のところに枝が飛び出しているような状況があるので、その辺のところのほうも業者に言ってもらって、歩道に張り出さないようにちゃんと枝を切るように、もし出てきたらね、そんなこともちょっと指導してもらえればいいかなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（五味武彦君） 要望でいいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。あと、別件で。

○委員長（五味武彦君） どうぞ、続いて。

○委員（内藤久歳君） ここに基金のほうがあるんだけど、ことし3,005万2,000円積み立てて基金がありますよね、3,000何がし、これって取り崩してまた使うようなことが……

○委員長（五味武彦君） マイク。

○委員（内藤久歳君） 取り崩して使うようなことは過去にあった。

○委員長（五味武彦君） 小松係長。

○下水道総務係長（小松利也君） 過去にも修繕等ございました。

今後におきましても、近々で敷島台団地の下水道への接続がえということがありますので、その際の取り壊し撤去費に充てることを見込んでおります。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（五味武彦君） そのほか所管の委員の質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第8号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第8号 平成29年度甲斐市地域し尿施設特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

次にいきます。

次に、認定第9号 平成29年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続き、よろしく願いいたします。

農業集落排水事業特別会計の説明をさせていただきます。

決算書と決算参考資料ナンバー8、決算審議資料をお願いいたします。

まず、事業の概要でありますけれども、甲府市の平瀬浄水場北部に位置します吉沢寺平地区におきましては、水質保全を目的として、平成6年度に農業集落排水処理施設を建設いたしました。現在は主にその施設の維持管理を行っている状況でございます。

次に、施設の概要でありますけれども、施設名が寺平地区浄化センターでありまして、平成7年7月に供用開始をし、処理区域面積は3ヘクタールであります。使用戸数につきまし

ては38戸、使用人数については98人となっております。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書の283ページをお願いいたします。歳入歳出決算総括表をごらんください。

予算現額1,352万円に対しまして、歳入額1,210万7,613円となっており、歳出額1,191万7,645円であります。歳入歳出差引額につきましては18万9,968円であります。

最初に、歳入でございます。

決算書は288、289ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細でありますけれども、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目農業集落排水施設維持管理費負担金、第1節農業集落排水施設維持管理負担金であります。収入済額113万4,000円で、寺平地区浄化センターの保守点検委託料の2分の1を甲府市が負担しているものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料、第1節農業集落排水下水道使用料であります。収入済額131万1,468円となっております。内容につきましては、使用世帯38戸分の下水道使用料であります。使用料金の状況でありますけれども、おおむね1世帯当たりの基本料金が税込みで2,160円で、1人当たり使用料が237.6円ありますので、4人世帯になりますと、1カ月当たりが約3,110円の試算となります。その他、過年度の滞納分の使用料につきましては5万4,930円となっており、現在、分納誓約書等の取り交わしにより納入をお願いしている状況でございます。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金についてでありますけれども、収入済額954万3,000円で、事務費繰入金と公債費繰入金であります。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金でありますけれども、収入済額11万9,145円あります。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、第1節雑入につきましては、収入はございませんでした。

決算書の285ページをお願いいたします。

2列目、収入済額につきましては1,210万7,613円となっております。

続きまして、歳出でございます。

決算書の290、291ページをお願いいたします。

決算参考資料につきましては13ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、01農業集落排水施設維持管理事業につきましては、支出済額427万3,701円となっており、財源内訳につきましては、その他の190万円は一般会計繰入金であります。内容につきましては、浄化センターの光熱水費、保守点検委託料などであり、保守点検につきましては、有限会社ケイツーメンテナンスが行っております。点検内容といたしましては、各処理機材や各沈殿槽、また、ブローポンプなどの定期点検を月4回、放流水の水質検査を年に4回実施しております。

次に、第2款公債費、第1項公債費、第1目元金、01元金につきましては、支出済額589万2,743円となっており、財源内訳につきましては、その他といたしまして589万2,000円は一般会計からの繰入金であり、残りの743円が一般財源であります。内容につきましては、準公営企業債10件分の償還元金であります。

決算参考資料の次のページをお願いいたします。

第2款公債費、第1項公債費、第1目利子、01利子につきましては、支出済額175万1,201円となっておりまして、財源内訳につきましては、その他の175万1,000円は一般会計からの繰入金であり、残りの201円につきましては一般財源となっております。内容につきましては、準公営企業債10件分の償還利子であります。

次に、第3款予備費、第1項予備費、第1目予備費、01の予備費につきましては、予備費からの充当はございませんでした。

資料がかわりまして、別冊の決算審議資料の17ページをお願いいたします。

下の地方債現在高の表でありますけれども、29年度中に589万2,000円を償還いたしまして、29年度末の地方債の残高は3,843万4,000円となっております。

以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は建設経済常任委員会です。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これの10件分の償還の終わる時期って、いつごろ終わるんですかね。

○委員長（五味武彦君） 小松係長。

○下水道総務係長（小松利也君） 借入れは平成4、5、6、7年の4年間でした。最終の

平成7年度の完済が、平成で言えば37年度となっております。お願いします。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほかに所管の委員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、所管以外の委員の質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第9号 平成29年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第9号 平成29年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

続きます。

次に、認定第10号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

まず初めに、歳入について一括で説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続き、よろしくお願ひいたします。

下水道事業特別会計の説明をさせていただきます。

決算書と決算参考資料のナンバー 8、決算審議資料をお願ひいたします。

まず、事業の概要でありますけれども、この下水道事業につきましては、昭和61年に事業認可を受け、平成5年より一部供用開始をいたしました。平成29年度末の整備状況でありますけれども、処理区域面積、整備面積が1,234.9ヘクタールでありまして、そのうち平成29年度に整備した面積が21.72ヘクタールであります。全体計画1,799ヘクタールに対しまして、整備率は68.6%という状況でございます。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書の293ページをお願ひいたします。歳入歳出決算総括表をお願ひいたします。

予算現額23億6,281万5,000円に対しまして、歳入額23億4,614万8,386円となっており、歳出額23億2,527万6,348円であります。歳入歳出差引額につきましては2,087万2,038円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

最初に、歳入でございます。

決算書の298、299ページをお願ひいたします。

歳入の決算事項別明細書でありますけれども、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目下水道負担金、第1節受益者負担金であります。収入済額4,040万8,400円でありまして、収入未済額につきましては58万3,700円であります。この受益者負担金でありますけれども、供用開始された地区の土地に対し、1平米当たり310円を掛け、4期5年に20回でお願ひするものであります。29年度の収納率につきましては98.58%であります。

次に、第2節の過年度分でありますけれども、収入済額70万6,250円で、不納欠損額531万8,470円、収入未済額1,224万2,131円であります。不納欠損につきましては、死亡、行方不明、また、生活の困窮、競売などが主な理由となっております。該当者は70人です。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料、第1節下水道使用料でありますけれども、収入済額5億500万2,963円となっており、収入未済額は719万4,036円あります。収納率につきましては98.6%であります。

次に、第2節過年度分でありますけれども、収入済額は656万6,978円で、不納欠損が92万8,599円、収入未済額は270万1,885円となっております。不納欠損でありますけれども、

主な理由といたしましては、行方不明、生活の困窮、死亡などとなっております、該当者は176人となっております。

次に、第2項手数料、第1目手数料、第1節手数料につきましては、収入済額133万4,000円となっております、排水設備の確認検査手数料2,000円の522件分、104万4,000円と、排水設備指定店の登録手数料1万円の29件分、29万円であります。

次に、第2節督促手数料につきましては、収入済額2万9,900円で、1件100円の299件分であります。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業交付金、第1節公共下水道費交付金につきましては、収入済額1億7,131万円となっており、うち公共下水道費交付金の収入済額1億5,881万円につきましては、補助基準額3億1,762万円の50%の額であります。また、社会資本整備総合交付金、収入済額1,250万円につきましては、マンホールトイレシステム設置工事及び設計委託に対するものでありまして、補助基準額2,500万円の50%の額であります。

次に、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金につきましては、収入済額11億5,291万2,000円となっており、内容につきましては、職員給与費、事務費、流域下水道建設改良費、公債費の繰入金等であります。

次のページの決算書、300、301ページをお願いいたします。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金でありますけれども、収入済額1,566万5,256円であります。

次に、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、第1節延滞金につきましては、収入はございませんでした。

次に、第2目過料、第1節過料につきましては、収入済額4万円で、排水設備工事における開始届遅延などによる4件の過料を徴収したものでございます。

次に、第2項雑入、第1目雑入、第1節消費税還付金につきましては、収入済額が101万9,400円であります。

同じく第2節管渠移設補償料につきましては、収入済額4万8,539円で、これにつきましては県道拡幅工事に伴います移設補償料であります。

次に、第3節雑入につきましては、収入済額4,700円となっており、消費税の還付に伴う加算金であります。

次に、第7款市債、第1項市債、第1目下水道事業債、第1節流域下水道事業債は、流域

下水道建設負担金に伴います借入分であり、収入済額につきましては1,800万円となっております。

同じく第2節公共下水道事業債につきましては、収入済額4億3,310万円となっております。

以上、歳入合計の収入済額につきましては23億4,614万8,386円であります。

決算審議資料の18ページをお願いいたします。

下の地方債現在高の表でありますけれども、29年度中に4億5,110万円の借り入れを行い、9億3,254万2,000円を償還いたしましたので、29年度末の地方債現在高は139億4,094万9,000円となっております。借入件数につきましては299件であります。

決算書294、295ページの特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入合計の収入済額につきましては23億4,614万8,386円であります。

以上で下水道事業特別会計の歳入の説明を終わります。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで歳入についてを終了いたします。

次に、歳出について一括で説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 続きまして、歳出でございます。

決算書は302ページから305ページになります。

決算参考資料につきましては15ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、01下水道関係職員費でありますけれども、支出済額6,278万9,496円となっております、財源内訳につきましては、その他といまして一般会計繰入金の6,278万9,000円と端数の496円につきましては一般財源となつ

ております。内容につきましては、下水道課職員 8 名の人件費であります。

同じく 03 下水道総務事務費でありますけれども、支出済額 3,511 万 1,901 円となっており、財源内訳につきましては、市債の 1,220 円は公共下水道事業債であり、その他といたしまして一般会計繰入金の 505 万 6,000 円と 1,785 万 5,901 円の一般財源となっております。主な内容といたしましては、6 段目になりますけれども、平成 32 年度に公営企業会計移行に伴います公営企業会計移行業務委託、その 3 つ下、下水道部長給与分の負担金、そして、最後の行になりますけれども、消費税及び地方消費税の納付金につきましては、前年度分の精算金及び当年度予定納税分の中間納税分となっております。

次に、04 受益者負担金徴収費でございますけれども、支出済額 449 万 494 円につきましては、全て一般財源でありまして、主な内容につきましては一括納付報奨金と郵送料であります。この受益者負担金につきましては年 4 回、5 年の 20 回分割であります。5 年分を一括に納付すると 19.2%、4 年分を一括納付しますと 15%と、5 年から 1 年の年分に応じて報奨金を交付しているものでございます。

次に、次のページをお願いいたします。

05 下水道使用料徴収費であります。支出済額 4,927 万 6,672 円となっております。財源内訳につきましては全額一般財源となっております。主な内容につきましては、下水道使用料の徴収委託経費でございます。竜王・双葉地区につきましては甲斐市上水道課へ、敷島地区につきましては甲府市上下水道局へ委託しております。

次に、第 2 款事業費、第 1 項流域下水道費、第 1 目流域下水道費、01 流域下水道建設費であります。支出済額 2,342 万 509 円となっております。財源内訳につきましては、市債といたしまして流域下水道事業債の 1,800 万円とその他の一般会計繰入金の 541 万 3,000 円と残り 7,509 円は一般財源となっております。この事業は、釜無川流域関連の 4 市 3 町の負担金により運営されているものでございまして、負担金につきましては計画汚水量と計画処理人口により算出され、甲斐市の負担率につきましては 27.9%であります。

同じく 02 流域下水道維持管理費でありますけれども、支出済額 3 億 6,333 万 308 円となっております。財源内訳につきましては、全て一般財源となっております。こちらも山梨県により計画汚水量に単価 63 円を掛け、さらに消費税を加算した額から前年度の余剰金などを控除して算定されるものであります。

次のページをお願いいたします。

第 2 款事業費、第 2 項公共下水道費、第 1 目公共下水道費、01 公共下水道建設費であり

ますけれども、支出済額5億4,054万247円となっており、財源内訳につきましては、国県支出金の1億7,131万円は公共下水道費交付金と社会資本整備総合交付金であり、市債の3億3,890万円は公共下水道事業債であります。うち繰越額につきましては、島上条地内における下水道工事に伴う甲府市上水道工事との工程調整のため、28年度より繰り越しをした工事分であります。主な内容でありますけれども、管渠布設工事を19工区、総延長4,176.58メートルの整備とマンホールトイレシステムの設置工事及び設計委託料等がございます。また、下水道の移設補償料であります。竜王・双葉地区につきましては甲斐市上水道課に、敷島地区につきましては甲府市水道局に移設補償料を支払い、移設補償工事を行っていただいております。その他、ガス管等の移設も含めて13カ所の補償料となっております。

次に、02公共下水道維持管理費でございますけれども、支出済額2,712万985円となっており、財源内訳につきましては、その他といたしまして一般会計繰入金金が27万3,539円であり、2,684万7,446円が一般財源となっております。主な内容といたしましては、市内22カ所のマンホールポンプの電気料や維持管理の委託料、下水道台帳管理システムの保守委託料、経年劣化の管渠や前年度に施工いたしました管渠を対象といたしますテレビカメラ等の調査の委託料であります。

次のページをお願いいたします。

第3款公債費、第1項公債費、第1目元金、01元金であります。支出済額9億3,254万1,967円となっており、財源内訳につきましては、市債の8,200万円の公共下水道事業債、その他といたしまして一般会計繰入金金の8億5,054万1,000円であり、残り967円が一般財源となっております。内容につきましては、下水道事業債の償還元金であります。

次に、第3款公債費、第1項公債費、第1目利子、01利子であります。支出済額2億8,665万3,769円となっており、財源内訳につきましては、その他といたしまして一般会計繰入金金が2億2,888万8,000円で、残り5,776万5,769円が一般財源となっております。内容につきましては、下水道事業債の償還利子と一時借入金の利子となっております。

最後に、第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費、01予備費につきましては、予備費からの充当はございませんでした。

以上で下水道事業特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管の委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

清水正二委員。

○委員（清水正二君） 歳出の17ページの02の管内テレビの調査委託等とありますが、これはあれですか、管の古いものに対してのテレビカメラの調査というかものですか。

○委員長（五味武彦君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 古いものも含めまして、前年度に伏せた、工事を施工しました管路が適正に伏せられているかということの確認の調査でございます。

○委員長（五味武彦君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） その前年度の分と、その以前の分の距離数というのはわかりますか。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 前年度施工分の距離数につきましては2,710メートル、経年劣化といって古いものにつきましては1,430メートルの確認を行っております。

以上になります。

○委員長（五味武彦君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） 経年劣化しているものが1,430メートルということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（清水正二君） その中で、そのふぐあいというかそういったものはどうだったんですか。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 経年劣化の調査の中で平成29年度につきましては2件、管渠の詰まりが確認されまして、すぐ清掃委託を出しました。その清掃委託につきましては、その上の管渠清掃委託等ということで、そちらのほうの委託で2件を清掃委託させていただきまして、早急に対応させていただいたところであります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） そのテレビカメラの経年劣化している中で、その2件が見つかったという、そういう認識ですね。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 下水道は、今度公営企業会計に移行ということで、来年までこの委託して計画というシステムを変えるわけですね。そうすると、平成30年で、31年というか32年ごろ、2020年ごろからは独立採算になるわけね、これ。そうなりますか。

○委員長（五味武彦君） 小松係長。

○下水道総務係長（小松利也君） お答えします。

基本的には企業会計になりますので、独立採算という考えがあるんですけども、全国的に見ても莫大なアップ率、使用料のアップ率をくれないとやはりなし得ないということで、もとは総務省発信のものでですけども、総務省もまた、一般会計からの繰り入れありきということを見込んでいる状況です。

○委員長（五味武彦君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、業務委託を3年間かけて3,000何百万もかけてもやっても、やるのが結局大して変わらないんだとすると、何が変わるんですか、システムが変わるだけですか。

○委員長（五味武彦君） 小松係長。

○下水道総務係長（小松利也君） そもそも企業会計にするということは、今まで特別会計の中ではいわゆる現金主義という扱いをしております、例えば過去に道路の中に伏せてきた下水管渠、これはもうそれでおしまいであるんですけども、今度企業会計となると、何年に伏せたとなると、いつ幾らで伏せたというもので減耗、何年たったから価値が幾らという、もう既に形になっているものに金額がついて、もうつまり発生主義というか現金主義と発生主義の違いがあって、それをもって現在の企業会計の状況を良好なのかどうなのか明らかにしやすいので経営に生かしやすいというふうなうたいになっております。

○委員長（五味武彦君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、これがこの例えば15ページの委託料の1,200万が市債になって合併特例債でやっているという話とイコールですか。

○委員長（五味武彦君） わかりますか。

〔「違えば違うと言えればいいじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 小松係長。

○下水道総務係長（小松利也君） 29年度の市債、委託の中で企業会計移行業務、2年目の支払いがございます。この委託につきましては、28、29、30、この3年間……

〔「3分の1ずつ」と呼ぶ者あり〕

○下水道総務係長（小松利也君） そう、つまりは3分の1なんですけれども、ここの委託内容というのは基本的に3本立てにしておりまして、1つは基本計画、1つは過去のもの試算の、道路の中に入っている下水道管の試算の洗い出しと調査、評価、そして、3本目は企業会計移行に伴いまして、条例など例規整備も必要になってきます。また、会計の考え方が全然変わりますので、その組み立てですとか、支援業務と我々言っていますけれども、この3本立てにとどまっております、今後については本来ですと、それで経営状況が明らかになった、さあ、じゃ、どうこれからやっていくのか、つまり経営戦略というものを立てていくということがありますので、現在は前段、準備段階に対する委託とお考えになっていただければと思います。

○委員長（五味武彦君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 例えば、じゃ、そういうような業務委託をするような費用については、国からの指導でやっているというけれども、例えば交付金とかそういったものは出ていないで、財源的にはどうやってやって、それをやることにどういう意味があるのか、その辺を教えてくださいか。

○委員長（五味武彦君） 小松係長。

○下水道総務係長（小松利也君） 財政支援につきましては、それに移行、準備業務に係る財政支援につきましては、その分の借入れをなさないと、借入れをしていいよという支援がありまして、借入れですので、いただきではないですけれども、それが15ページのところに市債1,220万、これがあります。

○委員（齊藤芳夫君） 結局そうでしょう、借入れなのね。

○下水道総務係長（小松利也君） はい、結局借入れではあります。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） しつこいね、悪いね。あんまり変わらないんだったら、やって2年目、来年もあるということだから、これは今さらどうにもならんけれども、やはり移行することを前提に、いつ移行の見通しが立つか、あるいは今の下水道の事業に対して、例えば今、清水委員も聞いていたように、じゃ、埋設率はどうか、接続率はどうか、そこから上がってくる収入はどうかを全部見なきゃいけないわけじゃん、本来的に言えば。だから、何年後かを目的に、そこまで持っていくために借入れをして業務委託をして計画を立てているとい

う話でしょう。やはりこれはどこかからお金が出たからやるという話とまた違うわけだもんで、ここはまともに真剣に考えなきゃいけない問題じゃないのかなと思うんだけど、いかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 齊藤委員の言われている内容でございますけれども、国のほうから水道事業もそうなんです、やはり企業として採算が合うような形で事業を進めなさいよということで、最初の話はそういう話だったんですけれども、下水道については売って収入を得るものがないわけなんですよね、環境を戻すということですね。例えば、その整備がもう先に終わっているようなものについては、例えば使用料とか、そういったもので賄っていけるんだけど、まだ今現在、うちは68%の普及、整備率なわけなんですけれども、そういったところについてはなかなか非常にその独立でやれというのは非常に厳しい状況でございます。

国の政策的な下水、東京都とか都心については、もう100%近く整備されておまして、そういったところにはそういった維持管理とか、そういったものを独立でやりなさいよというような指導をやっているんですけれども、まだ地方部についてはとてもそういったことが状況に合わないような形となっております。予算的な、ただ、本当にそのお金を自分たちで独立でやるよということではなくて、それに対する企業としてのやはり先ほど小松係長が言ったように、準備をしなさいよということで会計を企業会計にしなさいということで、今とりあえず、その企業会計に対する移行をやっているということがございます。

○委員長（五味武彦君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 説明はよくわかるんだけど、そうすると、来年でこの委託が終わって企業会計に移行できるだけの体制ができたときには、例えば赤字どのくらいになるとか、黒字だったらどうなるかということは試算はしなきゃ、これつくった意味がないということになりませんか。いや、国がやれと言ったからやったというだけの話で終わっちゃうということですか。

○委員長（五味武彦君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） いや、証、実際に下水道事業は成り立たないんですよね。実際にそういった形で繰入金がないと事業が進めていけませんので、ただ、その中で企業的な試算とその要は使用料ですね、使用料とかそういったものの中での組み立てをしていきなさいよということの国の指導の1つでございます。

○委員長（五味武彦君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） わかっていて聞いているんだから、例えば公表しろとか何とかじゃなくて、将来的に言ったら、それになれていかなきゃいけないわけじゃないですか。3,700万ばかりかけてこれをやったら、やはり自分たちは自分たちの、これが自分の会社なんだから、この中で一般会計から幾ら金もらわなきゃ事業がどういうふうに戻らねえとか、幾ら赤字になるからどうしなきゃならんとかということを考えるためにやれと言っている話なので、そのところを上から言われたから、ただやっているというじゃだめだよということを私、言っているの。長い目で見て、将来これ100%になれば何とでもなるよというのもわかっている。わかっているけれども、現状としては、現状がどうで、来年だったらどうなる、再来年だったらどうなるということをやっていないと、これをつくった意味がないでしょうということをお私言っているわけ。だから、ぜひそれは自分たち仕事大変なのはわかるけれども、完成したらこれをもとにした試算というのをやっていないと企業じゃないような気がするんだけれどもね。

○委員長（五味武彦君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 全くそのとおりでございまして、私どももこれをやったからといって、そこでもう今までと全く変わらないということではなくて、やはり事業の効率とか費用対効果を十分に検証した中で、今後も下水道事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほかありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ここの17ページのマンホールトイレのシステム設計実施委託というのがあるんだけど、マンホールトイレのシステム設計って実績、どういうものなんですか。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） マンホールトイレシステムのシステム実施設計委託につきましては、今年度、敷島南小学校、双葉西小学校、設計につきましては玉幡中学校、この3校が耐震管渠の整備が済みしましたので、その避難所につきましてはマンホールトイレをどのような形、一番いい形で設置するということで実施設計の委託をささげさせていただきました、29年度につきましては実際の工事としまして、マンホール、その下にあります設置の工事

ということで南小学校と双葉西小学校にこの設計委託から整備のほうをさせていただいた状況であります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、整備は終わったということですよ。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） こちらの委託におきまして、あと、今年度玉幡中学校のマンホールトイレの整備を行いまして、避難人数とかありますので、玉幡中学校は体育館に700人程度の避難人が出まして、100人に1基整備をしていこうということで7基整備と、そういった形の検討をこの委託の中で行いまして、何基設置をして、場所はどこがいいか、プールの水をためなければならぬということがありますので、体育館とプールの間でちょうどいい場所をちょっと選定したり、そういった委託のほうを出させていただいた契約になっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、敷島南と双葉西は実質的にマンホールトイレはもう工事が終わっているということであれば、具体的に何基やって、どうなったかというその辺のところはどうなっていますか。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 今年度、マンホールトイレシステムにつきましては、敷島南小学校のほうに5基、双葉西小学校に7基設置させていただきまして、この小学校のやはりプールのところに、プールの水を一時的にためて、避難人員100人に対して1基程度ということの目安ですね、設置のほうをさせていただきました。予算的には大体敷島南小学校と双葉西小学校、ほぼ1,000万円ぐらいずつの予算で設置のほうをさせていただいていまして、整備のほうは終了している状況であります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、基本的にマンホールトイレですから、あそこの例えば島上条公園に設置してあるマンホールトイレあるじゃないですか。あれとイメージ的には同じような感じでいいということですか。例えばその避難所のところに下水管があつて、それに

汚水を直接落とすような、ああいうイメージでいいということ。

○委員長（五味武彦君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 島上条公園も防災公園としまして井戸を備えて、そちらのほうの管渠、下水道の管渠に直接汚水、汚物をするというトイレ構造になっております。ほぼ同じという形になるんですけども、それよりもさらに今度は更新されまして、プールの水を一時的にストッパーでとめておきまして、管渠の中にためます、プールの水を。そこに汚物をするというので、においとかそういったものが上がらない。1日1回開けば、さっと流れてきれいになって汚物がたまることのないような構造、そこら辺も含めて委託の中で、どのトイレが一番いいか、上物につきましても補助でいただきまして、パネル式で音がなるべく漏れないですとか、夜間も使用できるようにライトをつけたりですとか、そういったことも検討いたしまして、一番いいトイレをつけるようにということで事業のほうを計画をさせていただきました。

以上です。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

所管の委員、ほかありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

委員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで歳出についてを終了いたします。

以上で、質疑を終了し、これより、本委員会に付託されました認定第10号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第10号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ちょっと休もうか、押していますので40分再開、七、八分の休憩をとりたいと思います。
40分再開。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時38分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、認定第7号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 最後になります。上水道課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、甲斐市簡易水道事業特別会計の決算のご説明をさせていただきます。

簡易水道事業は、本市の北部地域3地区の水道事業を行っているものでございます。平成29年度の概況でございますが、給水人口は987人、前年度と比べますと33人の減となっております。

それでは、決算書255ページをお願いいたします。

決算総括表でございます。

予算現額8,348万7,000円、歳入額8,293万8,712円に対し、歳出額8,276万3,992円で、残額17万4,720円となり、翌年度への繰り越しとなります。

それでは、歳入でございます。

決算書の260、261をお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目簡易水道負担金、1 節加入金は、新規加入は13ミリが1件ありましたので、収入済額4万3,200円です。

2 節工事負担金162万円は、新長潭橋添架設計業務委託に係る甲府市及び東京電力からの負担金でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料、1 節簡易水道使用料1,703万944円は、3 地区合わせて540戸の使用料でございます。収入未済額の15万5,329円でございますが、16戸の未納がございました。現在9戸を徴収をいたしまして、残り7件となっておりますが、頑張って徴収を進めているところでございます。

なお、徴収率は99.09%となっております。

なお、使用料の調定額は前年度と比較いたしまして約27万円の増額となっております。給水人口が減少しましたが、昨年の猛暑により微増したと考えられるところでございます。

2 項手数料、1 目簡易水道手数料、1 節簡易水道手数料2万9,100円は、給水工事申請に伴う手数料1万円が2件及び使用料の督促手数料100円が91件の合計でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金の収入済額6,237万9,948円でございますが、こちらは職員給与、事務費、建設改良費及び公債費の繰入金となっております。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金の3万4,520円は、前年度からの繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項預金利子、次ページになります、1 目預金利子、1 節預金利子1,000円は、配当された預金利子でございます。

2 項雑入、1 目雑入、1 節雑入はございませんでした。

8 款市債、1 項市債、1 目簡易水道事業債、1 節簡易水道事業債の180万円は、公営企業会計移行に伴う事務費に充てる市債でございます。

歳入合計、収入済額は8,293万8,712円となっております。

引き続き、歳出をお願いいたします。

決算書は264ページからとなりますが、決算参考資料ナンバー8の2ページをお願いいたします。

1 款事業費、1 項事業費、1 目一般管理費、ナンバー01一般管理関係職員費、支出済額693万3,540円、財源内訳のその他は一般会計繰入金です。事業内容は、関係職員1名分の

人件費となっております。

ナンバー02一般管理費、支出済額2,741万2,304円、財源内訳は、市債180万円、その他858万360円は一般会計繰入金、工事負担金、手数料及び繰越金となっており、一般財源の1,203万1,944円は、簡易水道使用料及び諸収入でございます。事業内容につきましては、施設の電気料、漏水等修繕料、電話回線使用料で976万3,257円。委託関係ですが、通年の業務として、水質検査、施設保守点検、検針委託等で816万3,947円。新長潭橋添架設計業務委託並びに公営企業会計移行に伴う事務としての簡易水道条例整備業務委託として345万6,000円。工事関係は、第5減圧井水位調整弁更新工事及び清川浄水場後次亜注入機更新工事を行い、557万2,800円。簡易水道協会の負担金、あと、水道事務所を間借りしておりますので、その事務費負担金及び消費税の納入として45万6,600円を支出したものでございます。

続きまして、2款公債費、1項公債費、1目元金、ナンバー01元金、支出済額3,731万6,320円、財源内訳のその他は一般会計繰入金です。内容は、簡易水道事業6件の元金償還金であります。平成29年度末の残額は3億1,265万5,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

2款公債費、1項公債費、2目利子、ナンバー01利子、支出済額1,110万1,828円、財源内訳のその他は一般会計繰入金です。内容は、元金と同様、簡易水道事業債6件の償還金利子であります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、ナンバー01予備費につきましては、支出がありませんでした。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第7号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第7号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

続きます。

次に、認定第12号 平成29年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

なお、水道事業報告書及び水道事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

それでは、水道事業報告書及び水道事業決算書について、一括で説明をお願いいたします。

古屋上下水道部長。

○上下水道部長（古屋正彦君） 大変お疲れさまでございます。最後になりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、水道事業会計の決算関係につきまして報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、私のほうからお手元の資料をもとに決算事業の概要について報告をさせていただきます。次に、詳細につきまして課長のほうより報告をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

平成29年度甲斐市水道事業会計決算書の13ページをお願いいたします。

平成29年度甲斐市水道報告書の上段、1、概況の（1）総括事項につきまして説明をさ

させていただきます。

まず、事業状況についてであります。本市の水道事業につきましては、安全な水道、安定性の高い水道、持続可能な健全経営を主要課題とした第2次水道ビジョンに基づきまして、計画的に事業展開を行っているところであります。また、給水人口の減少等に伴い給水収益の減少が想定される中、施設の老朽化等に伴う更新需要の増大に対応するため、甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画を28年度に策定し、経営の健全化に取り組んでいるところであります。

建設改良事業のうち、配水管整備事業では、前年度に引き続き、地震対策といたしまして基幹管路の耐震化工事を326.29メートル施工し、耐震化を図ったところであり、29年度末で耐震化率は81.3%となっております。

老朽配水管の布設がえとしましては、下水道管渠整備と同時施工を中心とする2,311.59メートルの布設がえを行ったところでございます。また、新たに配水管の布設を135.70メートル行ったところでございます。

布設整備事業では、万才配水場配水ポンプ更新工事、下今井及び第9水源取水ポンプ更新工事、片瀬配水場配水流量計及び残留塩素計更新工事と玉川配水場インバーター更新工事等を実施したところでございます。

一方、水道料金収納業務及び水道施設運転管理等業務の委託につきましても引き続き行うなど、経費の削減及びより効果的な運営に取り組んでいるところであります。

続きまして、給水状況でございますが、年間有収水量につきましては600万6,092立方メートルとなっており、前年度より7万2,463立方メートルの増加となっております。このうち一般家庭の使用量は7万5,702立方メートルの増加となっており、平成25年度から減少し、落ち着きを見せましたが、本年度は増加に転じたところであります。これは、宅地開発やアパート建設等により給水人口や給水栓数の増加となったものと思われま。

14ページをお願いいたします。

なお、給水人口につきましては、前年度より167人増の5万5,282人、給水栓数につきましては311栓増の2万4,363栓となっている状況であります。

次に、経営状況でございますが、アの収益的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

まず、収益的収入についてですが、給水収益、長期前受金戻入、その他営業収益、負担金などで、総額7億9,363万1,882円で、前年度に対して315万6,818円の増額で、0.4%の増と

なりました。

一方、収益的支出につきましては、営業費用、営業外費用、特別損失の総額6億8,330万6,348円で、前年度対比で2,218万3,449円の減額の3.1%の減となり、1億1,032万5,534円の純利益で2,534万267円の増額、29.8%の増となりました。また、経常利益につきましては1億1,039万894円で2,256万4,292円、25.7%の増となっております。

次に、イの資本的収入及び支出ですが、資本的収入につきましては、工事負担金、加入金等で、総額6,084万9,288円で、前年度に対して1,643万8,903円、37%の増となっております。

これに対して資本的支出につきましては、配水管布設工事等の建設工事費のほか、固定資産購入費、企業債償還金などで、総額3億5,407万1,224円で、前年度に対し8,547万8,668円の少ない19.4%の減となりました。収入に対し不足する額2億9,322万1,936円につきましては、損益勘定留保資金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により不足額を補填したものであります。

また、ウの消費税及び地方消費税につきましては、料金収入等の借り受け消費税等5,632万9,744円に対しまして、建設工事等の仮払い消費税等4,328万1,466円を差し引きいたしまして、これに消費税調整分90万8,422円を加えますと、1,395万5,700円の納付税額となりまして、前年度に対して685万3,940円の増額となっております。

以上が平成29年度甲斐市水道事業報告となります。

詳細につきましては、この後、課長が説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 続きまして、小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 引き続き、よろしくお願いたします。

それでは、15ページをお願いします。

（2）議会議決及び認定事項でございます。

平成28年度の決算の認定が1件、平成29年度補正予算が3件及び平成30年度の当初予算が1件でございます。

（3）行政官庁認可事項は該当ございません。

（4）職員に関する事項につきましては、職員数は11名、その他職員が2名、総勢13名で変わりはありません。

2、工事、（1）建設改良工事の概況でございます。

一番上の欄、配水管布設工事は、新規に配水管を布設したものでありまして、H I V P 硬

質塩化ビニール管を135.70メートル布設したものであります。

次の配水管布設がえ工事は、同じくH I V P硬質塩化ビニール管、H P P E高品質ポリエチレン管、D I Pダクタイル鋳鉄管、S G P鋼管を合計530.20メートル布設がえをいたしました。主な場所は、双葉地区の菖蒲沢及び笠石配水池を結ぶ連絡管でございます。基幹管路耐震化工事は、D I Pダクタイル鋳鉄管を326.29メートル布設したもので、場所は冷間配水池から南部公民館を結ぶ箇所でございます。下水道受託工事は、主にH I V P管を1,780.39メートル布設がえをいたしました。

16ページをお願いいたします。

(2) 量水器取り付けの概況でございますが、検定満了により、13ミリから75ミリ、合計3,583個の取りかえを行いました。

(3) 漏水修理の概況ですが、本管が18カ所、給水管が114カ所、制水弁が2カ所、合計134カ所の漏水修理を行いました。昨年と比べますと、本管は減りましたが、給水管がふえ、全体として19カ所の増加となっております。

17ページをお願いいたします。

3、業務、(1) 業務量でございます。

期末給水人口は5万5,282人ございまして、昨年度より167人の増加となりました。期末給水栓数は2万4,363栓となり、こちらも311栓の増加となっております。給水人口は、ビジョン及び経営戦略では減少に転じると予測されましたが、新規の住宅及びアパート等の建築が好調であり、緩やかな増加となったものでございます。

配水量、基幹でございますが、699万4,168立米で、昨年と比べますと80万664立米の増加となっております。有収水量も600万6,092立米で、こちらも7万2,463立米の増加となっております。これは、給水人口及び給水栓数の増加と昨年夏の猛暑が要因ではないかと考えられるところでございます。

(2) 事業収入に関する事項であります。営業収益は6億9,084万1,251円で、前年度で比べますと1,611万9,548円の増加となっております。これは先ほど述べましたが、有収水量の増加が要因と考えられます。営業外収益は1億279万631円で、こちらは1,296万2,730円の減少となっております。こちらは長期前受金戻入が減少したことが要因です。特別利益についてはございませんでした。よって、合計額は7億9,363万1,882円で、前年度より315万6,818円の増加となりました。

(3) 事業費に関する事項です。

営業費用は6億9,299万2,170円で、前年度より6,197万8,747円減少しています。これは、配水及び給水費の経費の節減及び減価償却費が減少したことが大きな要因となっております。営業外費用は624万8,405円で、こちらも減少しています。特別損失は6万5,360円で、昨年度より大幅に減少しておりますが、これは28年度は消費税の修正申告があったことによるものでございます。よって、合計額は前年度より2,218万3,449円少ない6億8,330万6,348円となります。

なお、(2)の事業収益の合計から(3)の事業費の合計を引いた1億1,032万5,534円が、損益計算表の当年度純利益となるものでございます。

18ページをお願いいたします。

4、会計、(1)重要契約の要旨、こちらは1件300万以上の契約を行ったものの一覧でございます。1及び2は、配水管布設がえ工事の設計業務委託でございます。3及び4は、基幹管路の冷間配水池から南部公民館までの耐震化工事です。5から8までが水道事業単独で行った配水管布設がえ工事4件、9から16までが下水道関連で行った配水管布設がえ工事8件です。17から22までが施設整備に係る取水ポンプなどの機械器具の更新工事6件となっております。

19ページをお願いいたします。

(2)企業債の概況ですが、年度当初現在高1億4,156万4,635円より5,274万8,267円を償還いたしまして、年度末現在高は8,881万6,368円となっております。内訳は、財務省財政融資資金3件及び公営企業金融公庫1件の償還が完了いたしましたので、残りは財務省財政融資資金が6件、公営企業金融公庫が2件となっております。

5、附帯事項、(1)給水工事の概況ですが、新設工事が245件、増設工事が80件、その他開発等でございますが59件、合計384件で、昨年度より25件増加しているところでございます。

それでは、お手数になりますが、前に戻って、1ページ、2ページをお願いいたします。決算報告書、こちらは税込みの表記となっております。

(1)収益的収入及び支出になります。

まず、収入です。

第1款水道事業収益、決算額8億4,545万4,292円。内訳といたしまして、第1項営業収益、決算額7億4,251万5,663円で、予算額より増額となりましたのは、使用料収入が増加したためでございます。

第2項営業外費用、決算額1億293万8,629円で、こちらも若干であります、増額となっております。

第3項特別利益はございませんでした。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、決算額は7億1,722万7,272円でございます。内訳は、第1項営業費用、決算額6億9,786万1,005円で、不用額は機械整備の維持管理業務を委託している株式会社ウォーターエージェンシーからの戻入が主なものでございます。これは電気料が安くおさまったということで戻入していただいております。

第2項営業外費用、決算額1,929万5,683円で、348万7,000円の予備費間の流用は消費税の納入額の増加に対応したものでございます。

第3項の特別損失の決算額は7万584円でした。

収支につきましては、1億2,822万7,020円となっております。

内容につきましては、決算参考資料の先ほどの8の4ページかと思っております。お願いいたします。

1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費、支出済額1億4,779万5,573円は、財源は一般財源、水道の使用料等でございます。事業の概要は、施設の運転管理等の業務委託費及び施設の維持修繕費、峡北水道企業団より日量950立米を受水しておりますので、その受水費、あとは諸経費等でございます。

ナンバー02配水及び給水費、支出済額9,066万8,396円、財源のその他44万円は、簡易水道事業からの負担金及び一般会計からの児童手当等であります。あとは使用料等の一般財源です。事業概況でございますが、工務給水関係職員6人分の人件費、検定満了量水器取りかえ、休日夜間待機業務委託、こちら甲斐市管工事組合にお願いしているものでございます。試掘調査業務委託は、不明管の調査を行うため試掘をお願いしたものでございます。消火栓点検業務委託は、消防団に委託しているものでございます。漏水等修繕関係、あと土木積算システムリース料、路面復旧費は県道等の舗装の補修工事でございます。あとは事務費等でございます。

ナンバー03受託工事はございませんでした。

引き続き、5ページをお願いいたします。

ナンバー04業務及び総係費、支出済額1億2,590万4,987円、財源のその他531万2,000円は、下水道事業特別会計からの下水道使用料徴収事務委託料金であります。あとは一般財源

でございます。事業概要は、部長及び私、総務係の職員、合計5人の人件費。収納業務委託、料金・会計システムの経費、水道事業適正水道料金検討支援業務委託は、今年度に行われました水道料金の見直しに係る試算及び資料の作成を委託したものでございます。料金収納手数料、コンビニ収納経費、こちらは銀行等に支払うものでございます。印刷製本費、通信運搬費は、請求書等の印刷とそれに伴う郵送料でございます。あと庁舎管理、事務費等でございます。

ナンバー05減価償却費、支出済額3億1,061万8,501円は、財源は全て一般財源です。内容は、有形固定資産減価償却費でございます。

ナンバー6資産減耗費、支出済額2,287万3,548円、財源は全て一般財源です。内容は、構築物等の除却費でございます。

ナンバー07その他の営業費用はございませんでした。

引き続き、6ページをお願いいたします。

1款水道事業費用、2項営業外費用、ナンバー01支払利息、支出済額532万5,175円、財源は一般財源、水道使用料等でございます。内容は、企業債の利子償還金であります。

ナンバー02災害対策費、支出済額1万4,808円で、財源は一般財源です。内容は、断水時に使用するウォータータンク、6リットル、10リットルのあの水を入れるタンクがありますので、各家庭にそれを配るときのものがございますが、その出庫分でございます。

ナンバー03雑支出については、支出がございませんでした。

ナンバー05消費税、支出済額1,395万5,700円で、財源は一般財源です。内容は、消費税を納付したものでございます。

1款水道事業費用、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損は、支出済額7万584円、財源は一般財源です。内容は、過年度還付金でございます。

ナンバー05その他特別損失は、支出がございませんでした。

下の7ページをお願いいたします。

1款水道事業費用、1項予備費、ナンバー1予備費の支出もございませんでした。

大変お手数ですが、もう一度、こちらの決算書の3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出。

まずは収入でございます。

第1款資本的収入、決算額6,084万9,288円。内訳といたしまして、第3項負担金、決算額2,309万2,488円、下水道工事等に伴う工事負担金であります。下水道の都合により工事

量が減少しましたので、減額となっております。

第8項加入金、決算額3,775万6,800円です。当初の見込みより新規加入件数の増加及び大口径新規加入があったことにより増額となっております。

次に、支出ですが、第1款資本的支出、決算額3億5,407万1,224円となります。

第1項建設改良費、決算額3億132万2,957円で、補正予算の1,026万円は、第9水源の取水ポンプの突然の故障による更新費用であります。不用額については下水道課の都合により工事費が減少したものでございます。支出に対して収入が少ないので、その不足する額2億9,322万1,935円につきましては、下段に示したとおり、留保資金等々で補填をいたしました。

それでは、支出の内容でございますが、また、お手数です。参考資料のほうの8ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費、支出済額186万4,970円。財源内訳のその他103万6,800円は一般会計の負担金、あとは一般財源でございます。内容といたしましては、市道改良工事に伴う配水管布設工事の設計業務委託、あと、材料支給、個人さんが水道管を引っ張るのに細い管でいくということであると、将来分水ができないということで、太い管にしてもらおうと、その差額を市のほうの水道のほうで支払っておりますが、その材料支給といたしますのが2カ所ございました。あと、防災危機管理課からの依頼により消火栓を1基設置したところでございます。

ナンバー02改良工事費、支出済額2億1,939万120円。財源内訳のその他2,205万5,688円は、下水道工事に伴う工事負担金で、あとは一般財源でございます。事業の概要ですが、さきに説明したとおり、基幹管路耐震化、水道単独及び下水道関連で配水管布設がえ工事をしたということでございます。

ナンバー03量水器費、支出済額75万2,667円、財源は全て一般財源です。内容は、新規に出庫した量水器373個分の費用です。こちらは取りかえではなくて、あくまでも加入金を払っていただいた新規に対したものの量水器の費用でございます。

ナンバー04固定資産購入費、支出済額7,931万5,200円、財源は全て一般財源です。事業の概況は、ポンプの更新工事は、下今井水源及び第9水源の取水ポンプ、万才配水場の配水ポンプを更新いたしました。配水池分水栓設置工事は、竜王及び笠石配水池に設置いたしました。片瀬配水場の配水流量計及び残留塩素計並びに玉川配水場のインバーターを更新したところでございます。

9ページをお願いいたします。

1 款資本的支出、2 項企業債償還金、ナンバー01企業債償還金、支出済額は5,274万8,267円、財源は全て一般財源でございます。内容は、企業債12件分の元金償還金でございます。

まことにお手数になります。また、決算書の5ページをお願いいたします。

損益計算表になります。

詳細な説明は割愛させていただきますが、下から4行目にあります当年度純利益は1億1,032万5,534円を確保したところであります。しかしながら、純利益以上の内部留保資金を支出していることから、経営は厳しいと言わざるを得ないところでございます。

あと、6ページ以降のキャッシュフロー計算書、余剰金計算書及び処分計算書、貸借対照表の説明は省略させていただきますので、後ほどご一読をお願いしたいところでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、次に所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） これより、本委員会に付託されました認定第12号 平成29年度甲斐市水道事業会計決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第12号 平成29年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、延べ5日間にわたる慎重審査、まことにご苦労さまでした。

おかげさまで、5時以降を過ぎることなく定時内で終了することができました。本当にありがとうございます。

なお、9月19日に配付いたしました平成31年度当初予算への要望書につきましては、所管する常任委員会、特別委員会の事業で最も重要なものを1事業選定の上、10月5日の金曜日正午までに事務局に提出をお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時19分